

12月3日（火）

令和元年12月3日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	凶師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊郎
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿高林宏一
監査事務局長	
人事委員長	

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。

まず、地方自治ということをテーマに質問をしたいと思っております。

1カ月前、介護現場で働くある女性が私の家に来られて、介護現場のさまざまな状況を話されました。

その方が最後に言った言葉が、言いにくそうでしたが、「このまま続けば福祉の現場は崩壊すると思っておりますよ。」という言葉でした。

「福祉の現場が崩壊する。」この言葉の意味は、私自身も常々感じていたことで、私は、さきの9月議会でも、「介護の社会化を言うならば、そこで働く人の賃金を、せめて準公務員並みの賃金を保障すべきではないか」ということを言わせてもらいましたが、この女性の方の意味するところは、過酷な労働実態や待遇からくる職員のいらいら感、施設経営者とそこで働く職員の心のつながりのなさ、そして高い離職率。その方は手を首に当てて表現されましたが、場合によっては、現場での犯罪を想起させるものでした。

宮崎県内においても、職員が利用者に馬乗りになったの暴行事件や、施設経営者による不正経理事件などが、数々、報道されています。この女性の意味されたことが、如実にあらわれていると思っております。

現代社会が、福祉現場に限らず、人間の心もあらざる方向に向かっているようで、こんな社会を何とかしなければと痛感をいたします。

そして私は、どうも政治が的確にうまく機能していないのではないかと思えてなりません。もっと言うなら、私も含めて、政治家の責任、政治の怠慢、政治の貧困にあるのではないかと思えるほどです。

政治には、そして地方自治として、地域住民の声を聞き、その声をもとに人間の幸せのために、どう表現していくのが求められていると思っております。

こんな話があります。ある役場の正面玄関で、年のころ80歳を過ぎたような老人がつえを振り上げ、それはそれは大きな声で、誰かをどなり上げていたそうです。何か住民同士のトラブルでも起こったのかと思って、慌ててその人に駆け寄り、「どうしたんですか。何かあったんですか」と聞くと、その老人が振り向きながら言うには、「この役場の正面玄関に設置してあるこの箱を見てください。上に何と書いてありますか。あなたの声を聞かせてください」老人は、箱の投書口に口を当てて、自分の声を聞かせていたのです。老人はすっきりしたようでした。

今で言うパブリックコメントも、歴史的にはこのような誤解をはらみながら、徳川吉宗が日本で最初に設けたと言われる目安箱から発展、継承されたのでしょうか。これからも、本当の県民の声を聞いていきたいものであります。

そこで地方自治、住民の声を聞くというテーマの質問ですが、まず、人事委員長にお伺いいたします。国の人事院勧告では、国家公務員の特別給を0.05カ月分引き上げるといった勧告がなされましたが、県の人事院勧告では、それを据

え置くということになりました。この勧告における給与決定の考え方を、まず伺いたいと思います。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○人事委員長(瀨砂公一君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであります。

公務員の給与につきましては、幾つかの原則がございますが、その一つに、地方公務員法第24条に規定する、いわゆる「均衡の原則」というものがございます。これは、具体的には県内の民間事業所の従業員の給与と県職員の給与を精密に比較した結果や、国及び他県の給与の状況等を総合的に考慮しなければならないというものでございます。

さらに、均衡の原則につきましては、県民の理解と納得が得られるよう、国の給与制度を基本としつつ、その水準は地域の民間給与をより重視することが必要とされております。

人事委員会といたしましては、このような法の趣旨を踏まえまして、例年、国や民間等の状況を総合的に考慮し、勧告内容を決定しているところでございます。以上でございます。

[降壇]

○太田清海議員 人事委員会としての今回の勧告の考え方は理解いたしました。

人事委員会は、独立・中立機関だと思いますので、政治的な介入や周りの雑音に影響されることなく勧告されたのだらうと思います。

ただ、本音を言うと、特別給の0.05カ月については、どうにかならんかったかなという思いはいたします。

そこで、知事に質問いたします。今回の県の勧告では、特別給が県内の経済動向を反映して据え置かれ、それをもとに給与条例の提案がなされたわけですが、この意味するところは、公務員賃金は県内の経済動向に引っ張られていく。そのことで、ますます県内の景気がデフレマインドになっていく。さらに、行政がそのような方向を追認した、黙認したということにならないかと思うわけです。

というのは、県では、景気循環システムなど経済活性化方策を打ち出し、商工観光労働部に限らず、教育委員会などの全てセクションが、県内の就職率の向上、人口流出対策、UIJターンなど涙ぐましい努力をされ、経済の活性化策を打ち出しておられます。これを見ると、行政の一体感が感じられない、食い違い、不一致を感じるわけです。今回の勧告の扱いは、宮崎県の経済の活性化という意味でも大変もったいないという思いがいたします。

地方公務員法は、先ほども言われました第24条の2項であります、「その他の事情を考慮して定めなければならない」と書いてあります。「考慮して」という言葉なんですよ。

「準じて」だったら、そのとおりやらないかということだろうと思いますが、「考慮して」という言葉の意味は、さまざまなことを考慮してやってくださいという意味だろうと思うんです。

ということで、知事として、県内経済活性化の視点から、多少柔軟に判断してもよかったですのではないかと思うんですが、知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今回の給与改定につきましては、人事委員会から地方公務員法に基づき勧告が出され、私としましては、それを受け

で判断し、今回、議案としてお願いしているところでもあります。

勸告は、人事行政に関する中立的かつ専門的な機関である人事委員会が、県内民間の給与等を精緻に調査・研究した上でなされるものでありますことから、職員の給与の決定に当たっては、この人事委員会勸告制度の趣旨を尊重することが大切であると考えております。

○太田清海議員 わかりました。本当に私は、特別給が出されて県内に波及する相乗効果をもたらすという効果もあったんだがなとか、人材確保の面からもどうだったのかなとか、そんなことを思いました。

後でまた議論になると思いますけど、次に総務部長にお伺いいたします。

会計年度任用職員制度の導入に当たっての、国の予算措置の状況を伺いたしたいと思います。

○総務部長（武田宗仁君） 会計年度任用職員制度に関する国の予算措置についてでございますが、今年度の総務省の概算要求時におきまして、令和2年度予算の編成の過程で必要な検討を行うこととされております。

このため、現在も総務省から、各地方公共団体に対しまして、準備状況などの調査が行われているところでもあります。現時点では、具体的な内容や額については示されておられません。

○太田清海議員 今、答弁があったように、いろんな制度をつくる場合に予算が明示されていない中で、自治体では苦勞して制度をつくっていかないかんわけですよ。どうなるだろうかという思いをしながら。私は、予算の措置がある程度きちっとされて、本当の制度がつくられていくんじゃないかと思うので、このようなやり方というのは余りよくないと思うんですよ。これはもちろん国のことですがけれども。

それで、知事にお伺いします。いわゆる地方自治という視点からであります。新たな制度導入に関して必要となる財源について、早目に明示するよう国に要望すべきだと思います。知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、必要な財源の確保について、全国知事会等を通じて、機会あるごとに、国に対して要望を行ってきたところであります。

先月開催されました全国都道府県知事会議の総理懇談会におきましても、総理から直接、準備状況に関する調査の結果などを踏まえ、適切に対応するとの回答がなされたところであります。

制度の円滑な導入・実施のためには、必要な財源が確実に確保される必要がありますので、国の予算編成の動きを注視するとともに、今後とも国に対して要望してまいります。

○太田清海議員 ぜひ、強い要望をしていただきたいと思います。そして、こういった制度づくりには、必ず予算措置をきちり明示して自治体に判断をさせるような、そういうことではないといけないと思うわけです。

私も9月議会でこのことを質問しましたが、そのときには、この会計年度任用職員というのは、今いらっしゃる正規職員が基本であって、会計年度任用職員よりか、でき得るならば身分を正規職員に上げていくこと。それからもう一つは、会計年度任用職員、臨時職員が、やはり会計年度任用職員もそうですが、有期という期間が定まっているというようなイメージがあって、この人たちは1月、2月、3月は、「4月から私は採用されるだろうか」という強烈な不安感があるわけです。これもまだ拭えないと思

うんです。だからこの辺も、ぜひしんしゃくしてあげてほしいなと思います。もう一つ、今回つけ加えたいのはフルタイム、私はぜひ、会計年度任用職員はフルタイムでお願いしたいと思っています。パートタイムでやったら賃金は下がります。新聞報道もされていましたが、ボーナスが出るからいいんじゃないかといってパートにすると、通常の臨時職員の場合、月給が月13万ぐらいになりますけど、30時間程度働かせるパートタイムだったら、月給が11万程度になるんですよ。そして後で一時金で補填されると。これは分割払いみたいなものですよ。私は、こういうパートタイムで低く抑えるというのはよくないと思う。ぜひともフルタイムの会計年度任用職員をつくらせていただきたいと思っています。でないと、やっぱりみんな月々の生活をしておるわけですから、これが13万が11万に下がるような例だと大変だと思うんです。これは働き方改革じゃなくて、働かせ方の問題だと思うんです。

ぜひ、そういう意味でワーキングプア、年収200万円以下がワーキングプアと言われていますが、200万円を超えるような賃金を支払えるような制度にしていきたいと思っています。

次に、ふるさと納税ということで、総務部長にお聞きしたいと思います。

濱砂議員もさきに質問されましたが、確認の意味で、県及び県内市町村のふるさと納税の全体の収支についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（武田宗仁君） ふるさと納税につきましては、直近の総務省の公表資料によりますと、本県及び県内市町村の平成30年度におきます受入額が約286億円である一方、平成30年の寄附金による個人住民税の控除額が約10億円となっております。

なお、ことしの6月から、返礼品の調達費用等を含みます寄附金の募集に要する経費が、受入額の50%以下とされたところでございます。

○太田清海議員 286億円、返礼品をその分――返礼品というのは、県内のいろんな活性化のために、宮崎のブランド牛とかいったものを提供するわけですから、県内の活性化に大いに役立つと思うんです。宮崎県に残された使える金としては、きのうの発言等も考えてみると、80億程度は使えるのかなと思います。

ただ、このふるさと納税については、私は前回も言っておりますけれども、県の財政というのは、余り県民の気分とか国民の気分で確立されていくようなものであってはいけません。やっぱり、税制の中できちんと冷徹に制度をつくらせて、所得再分配、そういった機能を生かしていくというのが基本だと私は思います。

ただ、これはこれで効果を発揮しているということで、今後の推移を見守っていきたいと思っています。

次に、福祉保健部長にお伺いします。生活保護の需給世帯数及び人員の推移についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の生活保護の受給世帯数につきましては、各年度の平均値で、平成20年度の1万75世帯と比較しまして、30年度は約1.4倍の1万4,249世帯に増加しております。

生活保護の需給人員数につきましては、同じく各年度の平均値で、平成20年度の1万3,324人と比較して、30年度は約1.3倍の1万7,874人に増加しております。

○太田清海議員 生活保護というのも経済動向に左右されるから、その数値には浮き沈みがあったりするんですよ。ただ、全体的に伸び

ているというところに、一つの問題はあろうかと思えます。

生活保護のこのような状況をどう分析されているのか。傷病世帯とかその他の世帯とかいろいろありますよね、その辺の動向とかわかれば。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成30年度の県内生活保護世帯の類型内訳を見ますと、高齢者世帯が56.4%、傷病者世帯が12.7%、障がい者世帯が11.3%、母子世帯が4.1%などとなっております。

このうち、高齢者世帯は、平成20年度から30年度に増加した約4,200世帯のうち、約3,000世帯と7割以上を占めております。

このことから、生活保護受給世帯の増加につきましては、高齢化の進行に伴い、就労による収入等の不足や、医療費等の支出の増加により、経済的自立が容易でない高齢者世帯が増加したことなどが主な要因であると考えております。

○太田清海議員 高齢者がふえている、顕著というか、ほかと違ってふえているというような状況があると思うんですよね。分析としてはそういうことだろうと思えますが、私は、高齢者がふえているというのは、やはり、民法で言う扶養義務の意識が少し薄くなってきているのかなと思えます。

それから、なぜ扶養できないのかというと、扶養すべき子供たちが仕事のために都会に行ってしまう。それから、よく言われている非正規労働が派遣労働も含め今、4割近くになっているというような実態を考えると、やはり親を扶養できないという経済実態もあるのかなと、この2つを感じるわけです。中には、ひきこもりという問題もあるだろうと思えます。

まあ、わかりました。一応、そういう状況であるということですね。

地方自治ということで、最後に知事に質問をしたいと思えます。

冒頭述べたように、国民の幸せづくりのために政治の出番が求められているのに、どうも政治がうまく機能していない。そのため、政治の光の当たらないところに、県も含め全ての市町村が必死になって補完しようとしている。政治の足らざるところを、県・市町村が必死で支えているとしか見えません。

これまで私は、先ほども言いましたように、労働者派遣法の改善や累進税率の強化などを訴えてきましたが、格差を助長するこれらの改善をしないと、景気循環システムどころか経済の活性化は図れない、結婚できない、少子化は進む、むしろ逆の方向になっていっているような気がいたします。県も、国に対する要望書などを提出して努力されていますが、人事院勧告の扱いとか会計年度任用職員の問題などを考えると、地方自治が機能せず、萎縮していっているような気がいたします。

沖縄県では、基地移転の民意をめぐって激しい国とのつばぜり合いが演じられていますけれども、今後、国の動向を考えると、地方自治の発展のために、知事としての心構えが必要かと思えます。知事の地方自治に対する考え、決意をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 私は、地方自治の基本は、自己決定・自己責任の原則のもとで、地方がみずからの意思と力で、それぞれの特性に応じた地域づくりを進めることにあると考えております。

そのため、知事としての私に課せられた使命は、地域の声や生活の実態をきめ細かに把握す

るとともに、将来を見据え明確なビジョンを示し、県民の皆様が希望を持って暮らし続けることのできる社会づくりを進めていくことであると考えております。

国との関係におきましては、地方の声をしっかり伝えていくことが重要であると考えておきまして、これまでもあらゆる機会を捉え、本県の厳しい実情や実態を踏まえたさまざまな予算や制度改正などを、国に強く求めてきたところであります。

その結果、例えば地方創生等の新たな交付金制度の創設や、防災・減災対策に係る地方財政措置など、一定の成果も出てきていると考えております。

今後とも、国に対し主張すべきは主張し、直面する課題や本県の未来のために、今なすべきことにしっかりと取り組み、県民の皆様の暮らしを守ることを、そして暮らしの豊かさを築いていくこと、これがまさに地方自治の発展につながるものと考えております。

○太田清海議員 これまでの一般質問の中で、知事は、例えば県内の賃金を上げないかんということで、県内の企業を回って要請をされているということも聞きましたので、努力されているんだなと思います。

今、決意もお伺いしましたが、多少気になるのは、いろいろ議論したときに、「これは国の専管事項だから」とかいう言葉を使って、ちょっとはぐらかすというんじゃないけど、そこで論点をちょっと避けることはありますよね。

ただ、私は今から、国の専管事項だからといっても、そういったところと本当に議論しないと、国民・県民の幸せというのが達成できないような問題が将来出てくると、私は思ってい

るんですよ。

ですから防衛でも、理論的には統治行為論とかいうのもありますけれども、私は、こういったつばぜり合いをせないかんことが出てくるといふ思いをすれば、今の知事の決意を受けとめながら——参考に挙げておきますと、2015年の11月1日に全国町村議会議長会では、沖縄の「日米地位協定の見直しに関する特別決議」というのをやっていますよね。

こういった動きというのは出てくるといふので、ぜひ、決意を強めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。総合政策部長にお尋ねします。

自転車保険についてであります。自転車の運転にひやりとすることがあります。一部の利用者のマナーの問題、スマホのながら運転とか、イヤホン運転とか、そういったものがありますが、自転車のマナーについて、交通安全を担当する部長としてどのように受けとめているのか、お伺いしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 自転車利用者のマナーについてでございます。県が自転車活用推進計画を策定するに当たりまして、昨年11月に行いましたアンケート調査では、県民の皆様から、スマートフォンを操作しながらの運転や傘差し運転、スピードの出し過ぎといった危険な運転をする自転車利用者が多いことから、ルールやマナーの指導の強化を求める意見が数多く寄せられたところでもあります。

私も、自転車利用者による危険な運転を目にすることがあります。少しでも事故を減らすためには、全ての利用者のルールやマナーの遵守に向けた取り組みを、さらに進めなくてはならないと強く感じているところでございます。

○太田清海議員 安全で適正な運転のために条例を制定しようとしているようですけれども、全国の自転車条例の制定状況についてお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 自転車条例は、現在24の都道府県で制定されております。

この条例が最も早く制定されましたのは京都府でありまして、平成20年4月となっております。その後、昨年6月に国の自転車活用推進計画が閣議決定をされ、条例による損害賠償責任保険等への加入促進が要請されるようになって以降、7つの県で制定され、条例化の動きが加速化してきているところであります。

各都道府県の条例にほぼ共通して見られる内容といたしましては、県及び関係団体等の責務を初め、交通安全教育に関すること、自転車損害賠償責任保険等への加入促進等がございます。

○太田清海議員 この自転車保険であります。自動車の保険は自賠責保険などの車体に掛けられているということですが、自転車についてはどのような保険に加入したらいいのか、ちょっとわかりづらいものから、説明をお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 自転車保険は、自転車利用者が加害者となり、民事上の賠償責任を負うこととなった場合に、損害賠償を行うための金銭負担を補償する保険でありまして、大きく個人向けと事業者向けに分けられます。

まず、個人向けといたしましては、自動車保険や火災保険等の特約で付帯した保険や、PTAや学校が窓口となる保険がございます。

一方、事業者向けといたしましては、宅配サービスや自転車貸付業等の事業者が、業務利

用中の事故に備えた保険がございます。

そのほか、個人も事業者も利用できるものとして、自転車安全整備士が点検整備を行った自転車に付帯されるTSマーク付帯保険がございます。

○太田清海議員 実は私も、自動車は余り好きではないものですから、自転車で議員活動をやることが多いんですね。実は、その活動中に雨が降ってきて、傘を差して運転したら、青パトカーだったのか、「はい、傘差しやめてください」と言ってマイクで放送されまして、非常に恥ずかしい思いをしたことがあります。

それで今回、こういった条例ができればというか、その前に、私もこの自転車保険に第1号で入りたいと思いますが、そんな思いであります。

自転車は環境に優しく、生活の足としては欠かせないものだろうと思いますので、自転車の利活用を図る上で、マナーアップと保険加入は大切であります。ぜひ、この条例制定にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、危機管理統括監にお伺いいたします。

千葉県で、今回の台風15号で大規模な停電が発生して、発生から10日後でも3万戸以上が停電していたという状況があります。停電を解消しても隠れ停電もあったとか、そういったことであります。災害時における停電を未然に防ぐため、宮崎県ではどのようなことに取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害時における停電を未然に防ぐことは、一義的には国や電気事業者の役割であると認識しております。

国におきましては、今回の台風15号・19号により千葉県などで発生いたしました停電を受けて課題の検証を行っておりまして、長期の停電

の一因である鉄塔や電柱などの電気設備の損壊につきましても、必要な対策について検討が現在進められているところでございます。

長期の停電は県民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、県といたしましても、国の検討の動向を注視するとともに、停電の未然防止や早期復旧に向けまして、電気事業者などと意見交換を行うなどの連携を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

千葉県では、たまたま今回の停電が——送電線というのは網の目のように張りめぐらされておるといことで——1カ所が途切れても、別のルートでささっと送ることができるということではあるようですけど、そういったルートがまばらな地域であったということも言われておるようです。

そういったところも、宮崎県はないのかどうか、ぜひ、調査なり連携をとっていただきたいと思っております。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。

はり師、きゅう師及びあんまマッサージ指圧師の施術に関する受領委任制度——現物給付とも言いますが——それから同意書の見直しが必要とされて改善をされたと聞いております。内容についてお伺いしたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御質問の受領委任制度につきましては、患者が、療養費の支給申請や受領を施術者に委任しまして、一部負担金の支払いだけで施術を受けられる制度であります。国等による必要に応じた指導監督の実施などとあわせまして、ことし1月に、全国共通で制度化をされております。

また、療養費の支給を受けるためには、保険医から同意書の交付を受ける必要があります

が、昨年10月に、同意書の有効期間の3カ月から6カ月への変更や、保険医の再同意に際して、施術者からの施術報告書を必要とするなどの見直しが行われました

これらにより、患者の負担軽減とともに、保険医と施術者の連携など、患者が必要かつ適切な施術を受けるための環境整備が図られたものと考えております。

○太田清海議員 在宅とかいったことがよく叫ばれて、地域でいろんな処置をしていくと。はり・きゅう・マッサージ師、こういった人たちも、その一助になって力強く支えていくということもありますので、ぜひ医師会との連携で、医師とのお互いの同意書のやりとり等、スムーズにいくように、今後、PR等をよろしくお願いしておきたいと思っております。

次に、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

冒頭で、破綻するのではないかというような非常に悲観的な意見を述べさせてもらいましたが、ただ、やっぱりそれぞれの施設、一生懸命頑張っているところがあるわけですね。

それで、介護職員の処遇改善について、ことしの10月から始まった介護職員等特定処遇改善加算、どのような制度なのかということをお伺いしたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護職員の処遇につきましては、これまでも、賃金や職場環境の改善などが図られてきたところであります。

議員御指摘の介護職員等特定処遇改善加算制度につきましては、現行の処遇改善加算を取得している事業所に対しまして、資質の向上と労働環境等の改善について複数の取り組みを行うこと、この取り組みをホームページ等で公表す

ることを条件に、一定額が介護報酬に上乗せされるものでありまして、上乗せされた加算収入は全て、介護職員等に賃金として配分をされま

す。
今回の制度は、経験・技能のある職員について、他産業と遜色ない賃金水準を実現すること、また、これまで対象外であった調理員や生活相談員など、介護職員以外も対象としたことが特徴となっております。

県では、制度周知のため、県内3ブロックでの説明会開催や、社会保険労務士による助言・指導を行ってありまして、今度とも、介護職員等のさらなる処遇改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

それで、調理師さんとかそういった人も含め、こういった制度が活用されるということでもありますので、私は一つの改善だろうと思えます。私が冒頭言った、職員のいらいら感とか、施設の経営者と職員との心のつながりのなさとかいうのも、こういう中で賃金が改善されて、解消されていくといいなと思えます。

ただ、こういった制度がつくられたばかりですけれども、先ほど言われたように、何か経験のある人とか、聞くところによると8万程度アップするんじゃないかという話も聞いておりますけど、やっぱり、ある程度みんなが上がるというような制度に持っていつてもらいたいですよ。ある程度、特定層にやっていくということじゃなくて、みんながよかったねと思うような現場になってほしいなと思えますので、この制度のあり方について、今後見守っていきたいと思っております。

次に、県土整備部長にお尋ねいたします。

県道の除草についてであります。よく県道

の脇の草が枯れとるよということで、「何かやっちょっちょろかね」という話を聞きます。

それで、県が管理する道路において、除草剤だろうと思いますが、どのように使用しているのかお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 県管理道路における除草剤の使用につきましては、近年懸念されている労働力不足への対応や、限られた予算の中、より効果的な除草対策として、従来の草刈りと併用しながら、その活用を試験的に導入しております。

現在は、雑草の成長に合わせ、最も効果的な散布時期などについて地域ごとに検証をしているところであります。

使用する除草剤につきましては、国において審査・登録され、一般に市販されているものを使用しており、散布する際は、使用上の注意事項を遵守するとともに、土地利用状況などの周辺環境や気象条件に十分配慮しながら、作業を行っております。

今後とも、予算の確保に努めながら、良好な沿道景観の保全に向けた効果的な除草に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 私は、基本的には余り除草剤は使わんほうがいいよという思いはあります。特に人手を使って、賃金を支払って刈るということを、ぜひ基本にしていっていただきたいと思えます。

私たちが県議会で、以前、いろんな農薬会社の映画会をやったこともあります。それが人体にいろんな問題を与えているところもありますので、これは今言われたように、市販された除草剤を希釈するような基準に沿ってきちっとやっているということですから。ただ、その辺は将来、安全なものという視点で常に検証して

いただきたいと思います。発がん性があるとか言われると、やっぱりみんな気にすると思いますよ。ぜひ、その辺は慎重に対応していただきたいと思います。

次に、同じく県土整備部長に、太陽光発電についてお伺いいたします。

最近、山肌に無造作に太陽光パネルが設置されているのを見かけるようになって、景観上どうかなという思いがあります。県としてそういった規制が難しければ、市町村に、県にあるような景観条例をつくったらどうかと働きかけはどうかと思うんですが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 景観法では、景観行政の中心的な役割を担う主体は景観行政団体であると定められており、本県では、全ての市町村が景観行政団体になっております。

現在、県内26市町村のうち、19の市町村が景観条例等を定めており、対象となる区域において、建築物や工作物などの新築、増改築等を行う場合に、色彩や形態等の制限を行っております。

県では、平成27年3月に、市町村に対しまして「景観形成に係る太陽光発電設備の取扱い」を示しており、この取扱いを参考にした景観条例等により、太陽光発電設備の色彩の制限や景観への配慮事項を定め、届け出制度を設けている市町村もございます。

今後とも、この取扱いの周知を図るとともに、景観条例等を定める際の助言など必要な支援に取り組んでまいります。

○太田清海議員 わかりました。

色彩とかいろんなところに美観の問題、個人的な問題もありますけど、やっぱり「うん」と

いうのがあるようです。ぜひ、そういったところをうまくやれるように、市町村に働きかけていただきたいと思います。

それから次に、教育長にお伺いをいたします。

学校事務についてであります。数年前から導入されておる、市町村立小中学校における学校事務の共同実施について、成果と課題をどのように認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校事務の共同実施についてであります。事務職員が原則1人配置であります市町村立小中学校において、事務を共同処理することで、実務を通じた人材育成や事務の適正化・効率化などに成果を上げてきております。

一方で近年、学校教育に対するニーズの多様化に伴いまして、総務や財務などに精通した事務職員が、より主体的・積極的に学校運営に参画することが求められているところであります。

しかしながら、ベテラン職員の減少に伴う若手職員の育成や、市町村ごと・地区ごとの取り組みに差が見られることなどが課題であると認識しております。

○太田清海議員 そういうベテランの職員さんたちがいなくなるような問題とか、指摘はあったわけですが、平成29年の法改正で制度化された共同学校事務室を今後どのように活用していくのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 共同学校事務室の仕組みは、共同実施と大きく変わるものではありませんが、市町村の教育委員会規則で、業務内容等について定めることとされております。これにより、業務内容の明確化・標準化が進むと

ともに、市町村教育委員会と学校の連携強化が図られまして、業務改善の推進も期待できるものと考えております。

そこで、共同学校事務室の設置主体となります市町村教育委員会の理解促進を図るため、一昨年度から、市町村の担当者を対象とした協議会や、市町村を訪問しての説明などを通して、積極的な導入について働きかけを行っているところであります。

その結果、今年度4月から、宮崎市など6市町30地区で共同学校事務室が導入されてまいりましたので、引き続き導入促進に努めてまいることとしております。

○太田清海議員 学校事務、プロパーの人たちもある程度おらないかん。人事交流でどうかその辺を、いい意味での交流をしながら発展的につくっていくというのも大事だろうと思いますので、ぜひ、こういった制度の有効な活用を図っていただきたいと思います。

時間がありますので、私は福祉問題について、冒頭、ああいった言い方で、政治の責任、そういったものがあるんじゃないかということをおっしゃっていただきましたが、私も実は若いころに、生活保護の担当をしておりました。

当時、常任委員会の懇親会の、私のおったテーブルで、当時、国会でもいろいろ問題があつて言われていたときでしたので、生活保護者がパチンコをしたり酒飲んだりしていかなんというような話をするわけですね。ケースワーカーとして、そういう人も確かにいるけれども、そういう人をいかに世の中に復帰させていくかというのが、私たちの仕事なんですよね。お父さん、お母さんで、パチンコをする人もおった。しかし、「あなたが一生懸命働けば、子供があなたを見ているのよ。だから、脱却す

るためには、あなたは体が悪いかもしれないけれども、子供さんが、あなたの次を背負ってくれるんだから」ということで、真面目に生きてみようということを訴えてきました。中には、そういう子供さんたちが学校の先生になって、見事に社会復帰された人たちもいっぱいいます。

私は、県のある常任委員会の最後の懇親会で、私のテーブルが、そういった「パチンコする人間ばっかしやな」というようなことだったものですから、「いや、違うんだよ。私たちの仕事は社会復帰させるための仕事で、実際、子供さんが立派に育った面もいっぱいあるんだよ」ということを言わせていただきました。そして、私はテーブルをかわって、ほかのテーブルに行ったんです。そうしたら、私のところにずっと、ある男の方が来られて、「太田さん、ありがとうございます。私は、生活保護を受けているということは誰にも言っていない。太田さんは生活保護受給者のことをあんなふうにかばってくれて、ありがとうございます」と、涙ながらに話されました。

だから、私はこういったケースワーカーというか、福祉に携わっている人たち、そういう立場から見ると、今、児童相談所の人たちが、家庭の中に何で入らんのか、遅いじゃないとか、いろいろ言われて謝罪をしなければならないことが、テレビでもよく報道されていますが、家庭の中に入るといのは大変なことなんですよ。

私自身も、ひきこもりの人の家の中に、お母さんが外におって入っていったときに、「これ以上入ってきたら、ぶっ殺すぞ」と、障子の奥から言われたこともあります。家庭の中に入るといのは大変難しいことなんです。だから、

兎相の職員の人たちが、何かおくれたということで社会から糾弾されたりもしますけれども、その難しさは、ぜひわかっていたいただきたいと思えます。

それよりも、冒頭私が言ったように、人間のいらいら感、働くことのいらいら感とか、社会とのつながりのなさとか、もしくは自分の人生観がきちっとつくりなれなかった人たちもいるわけですよ。だから私は、この社会をどんな社会にするのかというのは政治家の責任だと思うんですね。そこをやり遂げた上で、みんなが本来に楽しく働けるような社会になってほしいなと思えます。

以上で質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党、宮崎のひなた、日高陽一です。

ことしも、残り1カ月となりました。

2019年、令和元年は、ゴールデン・スポーツイヤーズの幕あけの年となりました。アジア初開催となったラグビーワールドカップ2019は、9月20日の日本とロシアによる開幕戦を皮切りに、11月2日の決勝戦まで大変な盛り上がりを見せ、年末恒例の新語・流行語大賞には「ONE TEAM」が選ばれ、そのほか大会公式キャッチコピーである「4年に一度じゃない。一生に一度だ。」を初め、関連する言葉が5つもノミネートされるなど、大会終了後も熱狂がさめやらないところであります。

私も一般質問に当たっては、「1年に二度じゃない。一生に一度だ。」という心構えを持って臨んでまいりたいと思えます。

大会前は、ラグビー後進国のアジアで開催し

ていいのかという意見もあった中、大会が進むにつれ盛り上がりを見せ、大会関係者、選手から、「こんな大会は今までなかった。ホスピタリティーのすばらしさ、練習環境を含めた受け入れ環境のすばらしさ、今までは、訪れるとアウェー感のある受け入れだったが、日本は対戦相手であるにもかかわらず、最高のおもてなしで迎えてくれた。もう一度、日本で開催したい」という声が上がったそうです。おもてなしの心が、大会関係者、選手に届いたのではないのでしょうか。

また、フェイスブック社が発表した、「世界中の人々から最も応援された代表チームランキング」で1位を獲得したのは、世界1位となった南アフリカ代表でもなく、人気ナンバーワンだったニュージーランド代表でもなく、開催国である日本代表でありました。「ONE TEAM」の精神で世界の強豪に挑んだ日本代表選手の奮闘が、日本人だけでなく世界中の人々に感動を届けたのではないのでしょうか。

そして、「ラグビーワールドカップが最も話題になった国ランキング」では、知事のトップセールスのおかげで、本県のキャンプが実現したイングランド代表が1位に輝いたところであり、SNSでこの発信力が最も高いチームも、このイングランド代表であったそうです。

そのため、この期間、「#Miyazaki」が世界を駆けめぐりました。

そこで、ラグビーの合宿地として本県の知名度は上がったと考えていますが、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えしま

す。

今回、ラグビーワールドカップは大変盛り上がり、日本代表、イングランド代表の合宿地でありました本県も、大いに情報発信することができたものと考えております。スポーツをめぐる話題はもちろんでありますが、日本代表が訪れた日向市の大御神社なども注目を集めたところでもあります。

本県で合宿を行った両チームからも、合宿環境等への高い評価をいただくとともに、両チームの快進撃によりまして、「縁起のよい宮崎」「結果の出る宮崎」として、「キャンプ地宮崎」のブランド力が一層高まったものと考えております。

また、ワールドカップ終了後、実業団のトップリーグの中から、従来からキャンプを行っていただいておりますパナソニックに加えて、昨年の優勝チームである神戸製鋼、さらにはヤマハ、この3チームが合宿を行うことになり、早速、その成果があらわれてきているものと考えております。

また今、御指摘がありましたような、ことしの流行語大賞に「ONE TEAM」、この日本代表に由来する言葉が選ばれたと。その中心メンバーである6人の所属するパナソニックが、現在宮崎で合宿中であり、実業団のトップチームが合宿をしているということだけにとどまらないアピール効果も、このたび流行語大賞に絡んであったのかなとも受けとめております。

県としましては、今後より多くのラグビーチームはもとより、さまざまなスポーツチームや選手が、「勝利を目指すなら宮崎合宿だ」と、そういう思いで合宿地として選んでいただけますよう、積極的な誘致・受け入れに取り組

んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高陽一議員 新たに2チーム、苦勞してキャンプを誘致されたかいいがあったと思います。

来週からキャンプが始まるヤマハ発動機ジュビロの堀川監督は、内田議員と同級生であります。内田議員がどんな力わざを使ったか知りませんが、とにかく宮崎を新たにキャンプ地として選んでいただいたことはうれしいことでもあります。

ちなみに、この堀川監督のお名前は、盛り上げるという意味のある西郷隆盛の「隆」という字に、延岡の「延」と書いて隆延（たかのぶ）であります。まさに、延岡を盛り上げるためにお越しいただいたのではないかと思います。

来シーズンにすばらしい成績をおさめ、縁起のいいキャンプ地宮崎をさらに発信していただきたいと思います。

続いて、この同じ時期に行われました2019 I S Aワールドサーフィンゲームスについて伺います。

世界トップサーファーが集結し、台風も味方につけたすばらしい大会でした。

私も、開会式から3日間観戦しましたが、本当にいい雰囲気、まさに南国宮崎という感じの大会だったと思います。

大会後の東京行きの飛行機で、偶然にも隣に座った方がイギリス代表の選手だったんですが、「波も環境も食事も最高だった。また戻ってきたい」という話をしてくれました。

また、ラグビーのイングランド代表も急遽会場に訪れ、彼を応援していただき、輪をかけてこの宮崎のすばらしさが発信されたと思います。

日向で行われた世界サーフィンジュニア大会も、大きな反響があったと聞いていますが、今回、世界トッププロが集まったのワールドサーフィンゲームスの成果とサーフィンを活用した今後の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東京オリンピックの出場選考を兼ねた今回の大会は、過去最高となります55の国と地域から530名の選手・スタッフが参加するとともに、予想を大きく上回る8万8,000人の観客が訪れて、大変盛り上がった大会となりました。

国際サーフィン連盟のアギーレ会長を初め関係者からも、宮崎のサーフィン環境と受け入れ態勢は世界レベルであると、大いに評価をいただいたところであります。

先ほどのラグビーもそうではありますが、4年前の日本代表の活躍、そして今回の日本大会、さらには日本代表の活躍ということで、ぐぐぐと勢いに乗ったわけではありますが、このサーフィンに関しましても、オリンピックの正式種目に選ばれた、そして世界ジュニアサーフィン選手権、そして今回のワールドサーフィンゲームスと、宮崎としても、本当によい意味での波に乗ることができたのではないかという思いがしております。

この大会開催に伴います経済効果等は、現在調査中ではありますが、メディアを通じた国内分のPR効果は、約46億円と試算をしております。

今後は、安全性や利便性の向上などサーフィン環境の整備等の課題に対応しながら、本大会の成果を将来につながる遺産（レガシー）として、サーフィンを活用した誘客や移住促進に取組み、我が国における「サーフィンの聖地み

やざき」として確固たる地位を築いてまいりたい、そのように考えております。

○日高陽一議員 国内のみのPRで46億円ですから、世界を調査したときには、本当に大きな効果があると思います。これからは本当に大事になってくると思います。

この流れをしっかりと生かして、「サーフィンの聖地みやざき」を確立していただきまして、移住・定住にもつなげていただきたいと思いません。

続いて、おもてなしの心を届けたラグビーワールドカップであります。海外から訪れた多くのファンや関係者からは、滞在中に食べた和食も高い支持を得たそうです。この和食を食材の面から支えているのが、食料自給率日本一の本県であると言っても過言ではありません。

しかし、全国同様、本県においても農業従事者の高齢化が進展しており、担い手の確保は喫緊の課題となっております。

このような中、今後、担い手の確保を進める上で、大きな初期投資を少しでも削減することが重要であり、前回、6月議会では、ハウスの低コスト化について、農政水産部長にお伺いいたしました。その際、「スピード感を持って取り組んでいきます」との御答弁をいただきましたが、園芸ハウスにおける低コスト化の現在の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 園芸ハウスの低コスト化につきましては、まずは、本県施設園芸の約9割を占めます「AP2号改良型」について、約1割のコスト削減の実用化に向け、実際のコスト計算や標準設計書の作成を行っているところであります。

今後は、この設計書をできるだけ早く完成さ

せ、ハウスを実際に設置した上で、生産者の意見を聞きながら、耐候性や実用性について、関係機関と連携して検証し、国庫事業でも活用できる標準化に向け、取り組んでまいります。

さらに、風速50メートルに耐えられる「低コスト耐候性ハウス」につきましては、骨材の軽量化による施工期間の短縮や形状変更による輸送効率の向上など、視点を変えた低コスト化についても検討してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 低コスト耐候性についても、引き続き研究をお願いしたいと思っております。

次に、スマート農業についてであります。

露地野菜や米の生産においては、ICT技術を活用した無人化などの取り組みが進んでおりますけれども、本県農業において多くの割合を占める、施設園芸におけるスマート農業の具体的な取り組み事例について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県の施設園芸におけるスマート農業の取り組みにつきましては、ICT技術のノウハウを持つ民間企業との連携や、県総合農業試験場での環境制御と養液栽培との複合技術の開発等を進めているところであります。

ICT技術では、ハウス内の温度、湿度等の数値や、生育・収量等のデータを収集・分析し、最適な生育環境をつくり出すことで、ピーマンやキュウリで単収が15～25%程度増加した事例や、試験場では短い栽培期間で通常栽培と同等の収量が確保できるという成果が出ております。

県としましては、スマート農業の推進方針を年内に策定するとともに、先月、農研機構、宮崎大学と締結した連携協定を踏まえて、本県農

業の特性に合った開発・実証・普及を推進し、施設園芸のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 これまでは、土の違いで栽培方法がそれぞれ違いましたが、この養液栽培でデータを収集して分析することで、最先端の栽培方法のマニュアル化ができると思っておりますので、これがしっかりと収量アップにつながるように、よろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、担い手の確保を図る上で、初期投資の削減、スマート農業の実現は非常に重要な取り組みであると考えておりますが、本県の基幹的農業従事者、つまりふだんから仕事として農業に従事している者のうち約58%が65歳以上となっており、今後ますます人口減少・高齢化が進む中、一層の労働力不足が懸念されます。外国人材を含め、労働力確保対策をどのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農業における労働力の確保が、今後一層困難となる中、新規就農者の確保・育成に加えまして、女性や高齢者、障がい者など多様な人材活用が重要と認識しております。このため県では、農家の繁忙期に作業を手伝う人を紹介する「援農隊」、障がい者を雇用する「農福連携」などの取り組みを推進しているところであります。

また、外国人材につきましても、技能実習生が年々増加しており、昨年は614人が研修を受けるなど、そのニーズが高まっておりますことから、JAが実習生を受け入れる「農作業請負方式技能実習」や、特定技能外国人を、本県で冬、北海道で夏に雇用する実証試験にも取り組んでいるところであります。

県としましては、関係団体などと連携して、

地域や個々の農業者の実情に合わせて、多様な手法を組み合わせ、労働力の安定確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 労働力確保は、本当に大変重要な問題でありますので、JAと関係団体を中心として、また農家の方の意見を聞きながら、各種取り組みを推進していただきたいと思っております。

先月、中国の王毅外相が日本を訪れ、茂木外務大臣と会談を行いました。その会談に先立ち、両政府は、日本産牛肉の対中輸出再開の前提となる「動物衛生検疫協定」に署名をいたしました。

現在、経済成長が減速局面にあるものの、近年、急激な経済成長を遂げた中国では、消費の中心が豚肉から牛肉へとシフトしてきているとの話を伺います。

このような中、約20年ぶりに中国への牛肉輸出が再開されるとの報道がありましたが、県はどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 中国は、世界第1位の人口を抱えますとともに、GDP第2位という経済大国であります。

また、近年の牛肉の需要動向を見ますと、都市部を中心に消費が拡大し、輸入量も年々ふえておりまして、米国農務省によりますと、昨年、米国を抜いて世界最大の牛肉輸入国となり、今後、さらに需要が高まるものと考えております。

このような中、中国への牛肉輸出が再開されれば、EU等への輸出を可能とする最新鋭の食肉処理施設を有し、輸出拡大を目指す本県にとって大きなチャンスとなりますことから、早期の再開を期待しているところでございます。

今後、検疫体制や輸出条件等の協議が行われるということですので、情報収集に努めながら、一昨年の台湾への牛肉輸出解禁時のように、関係団体やパートナー企業等と連携し、迅速な対応ができるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 台湾については、県と関係団体の連携によって日本で一番早く輸出することができて、その後この輸出量の伸びにつながっているものと考えております。

中国に関しても、関係団体としっかりと連携しながら、輸出再開に向けた準備をしていただきたいと思っております。世界一の宮崎牛ですので、よろしくお願いたします。

先ほど、ラグビーワールドカップではファンや関係者から和食が高い支持を集めたという話をいたしました。もちろん、来年行われる東京オリンピック・パラリンピックにおいても、和食がクローズアップされることは間違いありません。

特にアスリートは、食事をトレーニングの一つとして大変重視しておりますことから、自然と食材に注目が集まるものと思っております。

食料自給率日本一である本県の安心・安全でおいしい農畜水産物を世界に発信する大きなチャンスではありますが、東京オリンピック・パラリンピックに向けた農畜水産物のPRについて、県の取り組みを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外から非常に多くの観客が見込まれますことから、観光や物産等と一体となって、首都圏のホテルや飲食店でのフェアなどを通じ、宮崎牛を初めとした県産農畜水産物を積極的にPRしていきたいと

考えております。

また、本県では、多くの各国代表チームの事前合宿が予定されており、先日、本県で合宿を行ったラグビーイングランド代表からも、本県の食が絶賛され、海外に向け発信されましたことから、これまでのスポーツキャンプの取り組みを踏まえたPRも重要と考えております。

このため、県といたしましては、この絶好の機会を逃すことなく、市町村や関係団体等とも連携しながら、本県の食の魅力を国内外にしっかりとアピールしてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 まずは「にわかファン」からでもいいんじゃないかなと思いますので、積極的にジャッカルをしていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

各自治体がこの機会を捉え、地元の農産物をPRしようと、それぞれ都道府県GAPをつくりました。

その中で、本県においても「ひなたGAP」が創設され、各農家が取得に向けた取り組みを進めてきたところではありますが、GAPに関しては、農家の経営改善や生産リスク回避の面で、東京オリンピック・パラリンピック後も大変重要と考えています。また、本県産の農畜産物を世界に発信していく上で大きな武器となるものです。

今後も引き続き、取得推進を図っていく必要があると思えますが、今後の県のGAP推進方策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県では、平成29年度にGAP取り組みへのファーストステップとして、「ひなたGAP」を創設しまして、啓発や指導員の育成を推進してまいってお

ります。

その結果、直近では、国際水準GAPを取得した92経営体を含む158経営体が各種GAP認証を取得し、意識改革や経営改善につながった等との評価を得ております。

また、指導員も県や農業団体等で400名を超え、きめ細かな指導体制が構築されております。

県といたしましては、今後とも関係団体等と連携しながら、個別認証はもとより、産地・部会などの団体認証取得によりGAPの裾野拡大を図るとともに、国際水準GAPへのステップアップを後押しするなど、戦略的に推進してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 これまでの取り組みにより、高い意欲を持った農家の方が着実にふえてきていると思えます。ぜひ、東京オリンピック・パラリンピック後もこの機運が途絶えることのないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

続いて、ワールドサーフィンゲームスの映像で何度も登場した松林について、お伺いをいたします。

観光資源ともなり得るすばらしい沿道景観の一つである松林ですが、防潮林・防風林としても私たちの生活を守ってくれています。この防潮林がないと、グローバルギャップも取得できないかもしれません。

この松林に関しては、一ツ葉有料道路沿岸の松くい虫対策について何度も質問をさせていただいておりますが、今回は松毛虫、いわゆるマツカレハに関して質問をさせていただきます。

最近、地域の方から、松が松くい虫とは違う枯れ方をしている、特に料金所のあたりと聞きました。通勤で利用されている坂口議員からも

情報をいただきましたが、二度被害に遭うと枯れてしまうというこのマツカレハ。一ツ葉有料道路沿岸におけるマツカレハの被害対策について、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） マツカレハは、松の葉を食害するガの一種で、大量に発生し、葉が食べ尽くされてしまいますと、枯れたように見え、また、被害が続くと樹勢が弱まり、枯れる場合もありますことから、景観を損なうだけでなく、海岸防災林としての機能低下も懸念されております。

このため県では、一ツ葉有料道路沿線の松林を定期的に巡視し、被害が発生した場合には、薬剤による防除を行いますとともに、枯れた場合には伐採し焼却するなど、適切に処理することといたしております。

今後、被害の早期発見と防除により、景観の保全や防災林の機能維持に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 先々週は、ダンロップフェニックストーナメントで、本当に多くのお客さんがこの道を利用されたと思います。生活を守る防風林・防潮林はもちろんですけれども、観光地としてもすばらしい景観を持つ一ツ葉有料道路でありますので、しっかりと防除対策をお願いしたいと思います。

来年はオリンピックイヤーですが、本県においても国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭というビッグイベントが開催されます。その後も、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会と、県外から多くの方が本県を訪れることとなります。空路で来県されたほとんどの方が、空港通りにあるフェニックスを見て感動されますが、その後に通る沿道で雑草が生い茂っているのは、その感動も薄れてしまいます。

国民文化祭等ビッグイベントの開催に当たり、本県の美しい沿道景観で多くの方を迎えたいと考えますが、県はどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県では、良好な景観の保全、創出または活用を図るため、「美しい宮崎づくり推進条例」を制定し、その取り組みの一つとして、沿道修景美化により、道路が快適性と心の安らぎを与える空間となるよう、整備と保全を行っているところであります。

特に、来年の国文祭、芸文祭に向けましては、県外から多くの方が訪れることから、空港や高速道路のインターチェンジ周辺など、玄関口の植栽を充実させることとしております。

また、その方々が観光する際に、その経路も含めて「美しい宮崎づくり」を感じていただけるよう、主要な観光地を結ぶ路線につきましても、こうした取り組みを進めてまいります。

県といたしましては、引き続き、その後の国民スポーツ大会などを見据え、県内各地の美しい宮崎づくりの取り組みと連携しながら、おもてなしの心で多くの方をお迎えしたいと考えております。

○日高陽一議員 この宮崎県には、沿道景観を美しく磨き上げるスペシャリストを目指す若者たちがいます。それは、園芸学、造園学を学べる全国的にも数少ない学校であります、南九州大学の学生の皆さんです。

将来、造園などの仕事に携わるために、日々勉強をされている学生の皆さんと、それを指導されている教授方に、本県の沿道景観の対策にかかわってもらえれば百人力ではないかと思いますが、沿道修景を初めとした宮崎の景観形成に関し、南九州大学とどう連携しているのか、

県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 全国でも数少ない造園関係の学科を持つ南九州大学は、園芸、造園、自然環境分野のスペシャリストを育成しており、景観形成とも関係が深い、自然景観や都市緑地に関する研究もなされているなど、特色ある大学であります。

このため、南九州大学の先生方には、「美しい宮崎づくり推進有識者会議」や「沿道修景美化に関する検討会」等の委員に就任していただいております。沿道修景美化を初めとした美しい宮崎づくりを進めるに当たり、専門的な助言をいただいております。

また、学生の皆様には、美しい宮崎づくりを推進する活動団体の交流会に参加してもらい、県の取り組みに理解を深めていただいております。

今後とも、南九州大学の特色を生かしながら、美しい宮崎づくりの推進に向け、連携を深めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 学生の皆さんとは、交流会だけではなく実際に作業に参加してもらうことで、本県の景観形成に若いアイデアと力を注入し、参加した学生のスキルアップ、単位取得につながるような仕組みができれば、園芸業界の問題であります労働力不足・担い手不足も少しは改善されるのではないのでしょうか。

かつてクリント・イーストウッドが市長を務め、景観で人を呼び込むまちとなったカーメルのように、全国で初めて沿道修景美化条例を制定した宮崎県として、来県された方を魅了する美しいまちを、ぜひ県民と一緒につくっていきましょう。

次に、国道10号住吉道路についてお伺いをいたします。

小さいながら、幼稚園・保育園を入れると20を超す学校に、多くの子供たちが通学する住吉地区ですが、この通学時間帯に県内で最も交通渋滞が生じる国道10号があります。

渋滞が起きると、急ぐ車は少しでも先を急ごうと回り道をします。その回り道は、多くの子供たちの通学路となっており、平均の約3倍の事故が起きています。

もう20年以上前からの地域の切なる願いである、国道10号住吉道路の新規事業ですが、ことしに入ってたくさんの方に御指導いただき、長年の夢が近づきつつあります。

国道10号住吉道路の事業化に向けた進捗状況について、鎌原副知事にお伺いをいたします。

○副知事（鎌原宜文君） 国道10号住吉道路は、佐土原バイパスと宮崎北バイパスを結び、住吉、佐土原地区の渋滞を緩和し、都市圏交通の円滑化を図る重要な道路であります。

現在、国土交通省におきまして、新規事業採択の前段階となる計画段階評価の進められており、ことし9月の九州地方小委員会で、現道拡幅や、現道西側と東側のバイパスの3ルート案が示されたところであります。

また、10月末からは、この案に対する周辺住民へのアンケート調査や、沿線自治体などへのヒアリング調査が行われておりまして、今後、これらの意見を踏まえて、概略ルートや構造等を検討すると伺っております。

この道路は、物流の効率化や救急搬送時間の短縮などに大きく寄与するものと考えておりますので、県としましては、早期事業化に向け、地元宮崎市と一体となって国に要望するとともに、計画段階評価後に行う都市計画決定などの必要な手続きが円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 1日でも早い開通を地域の住民は願っております。着工までには、都市計画決定など国以外が携わる部分があると思いますので、円滑に進むように、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、建設業関係について質問をいたします。

ことし10月、東日本を中心に台風19号による甚大な被害が発生したのは、記憶にも新しいところでもあります。被害に遭われた方々には、心からお見舞いをいたすとともに、一日も早く元の生活を取り戻されることを祈念いたします。

また、昨年、西日本豪雨、一昨年の九州北部豪雨など、近年は災害が頻繁に激甚化する傾向にあります。台風の常襲地であり、これまで多くの自然災害に見舞われてきた宮崎県において、建設業は、インフラ整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域の安全・安心を確保する「地域の守り手」として、生活や社会経済を支える上で重要な役割を担っております。

一方で、地域の建設業の方々からは、長時間労働の常態化や、現場の高齢化や若者離れの急速な進展など、さまざまな問題を抱え、大変厳しい経営環境にあるとの話を多く聞いています。

このような課題に対して、地域の建設業者が今後も活躍し続ける経営環境を確保することを目的に、品確法、建設業法、入契法のいわゆる担い手3法が、ことしの6月に改正されたところでもあります。

そこで、この改正された新・担い手3法の改正内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 新・担い手

3法につきましては、建設産業が地域の守り手として、持続して発展することを目指すものであり、長時間労働の是正などの新たな課題に対応するため、「働き方改革の推進」「生産性向上への取組」「災害時の緊急対応」などの観点から改正がなされております。

まず、「働き方改革の推進」におきましては、休日等を考慮した適正な工期の設定、債務負担行為などを活用した施工時期の平準化、適正な下請契約の締結などが明記されたところであります。

次に、「生産性向上への取組」においては、ICTの活用による生産性向上、技術者に関する配置の緩和などが、また、「災害時の緊急対応」においては、緊急性に応じた随意契約などの入札・契約方法の選択や、地方公共団体と建設業者の連携強化などが明記されております。

○日高陽一議員 この新・担い手3法の改正については、公共工事の発注者が、内容を十分に理解しておく必要があると考えます。また、この改正を受けて、今後どのように取り組んでいくのか、大変重要になってきます。

そこで、新・担い手3法の改正内容について、発注者への周知方法と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回の改正内容につきましては、発注者がその趣旨を十分に理解し、必要な取り組みを推進することが、大変重要であると考えております。

このため県では、公共工事の発注を行う国、県、市町村で構成されます連絡協議会や、県、市町村の発注事務を担当している職員を対象とした研修会において、改正内容を説明し、周知を行ったところであります。

特に、品確法につきましては、国において、

発注者の責務を明確に規定した運用指針が今後示される予定であることから、それに基づき、必要な取り組みを行うこととしております。

県としましては、今後とも、関係団体等と連携を図りながら、新・担い手3法に関する施策を総合的に進めてまいります。

○日高陽一議員 現場のニーズや変化に即して法令が改正されても、やっぱり発注に携わる職員の皆さんがその内容を十分に理解していなければ意味がありませんので、しっかりと周知徹底を図っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、建設工事における不調・不落について伺います。

昨年度の公共三部の不調・不落の発生件数は、過去10年のうち2番目に多く、今年度は、それを上回るペースで発生しているとのことあります。

建設業者から話を聞きますと、受注したくても、技術者や作業員が足りない、下請業者が見つからないといった声が聞かれる一方で、発注時期や地域、等級によっては、受注可能な業者が十分あるといった状況もあるようですので、発注の仕方や入札条件によっては、不調・不落の発生を抑制することが可能ではないかと考えますが、現在も増加している不調・不落について、今後どのように対策を講じていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 不調・不落の増加は、国土強靱化3か年緊急対策等により工事発注量が増加する中、建設業者が、技術者の配置や採算性を考慮して、応札する工事を選択していることが主な要因と考えております。

これまでも、現場代理人の常駐義務の緩和や、工事準備を行うための余裕期間の拡大、最

新入札情報のメール配信など、各種対策を講じてきたところですが、依然として不調・不落が高い発生率で推移していることから、本年12月より、配置予定技術者の専任の緩和や、総合評価落札方式における受注状況の評価を見直す取り組みを始めたところであります。

今後とも、建設関係団体と十分な意見交換を行い、地域の実情を把握するとともに、書類の簡素化など、さらなる取り組みも含め適切に対応してまいります。

○日高陽一議員 防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策は、現時点では来年度までの実施予定となっておりますが、その延長を求める声や、今年度の経済対策の補正予算も検討される状況であります。

このような中、公共事業のより円滑な執行はますます重要になってくるものと思いますので、今後も、引き続きよろしくお願ひいたします。

続いて、介護人材不足についてお伺いをいたします。

高齢化の進行に伴い、介護サービスの質の向上や多様化するニーズへ対応するためには、必要とする介護人材を確保していくことが大変重要なことだと考えています。

厚生労働省の推計によりますと、2025年度末に必要な介護人材は約245万人となり、2016年度の約190万人に加え55万人の、年間6万人程度の介護人材を確保する必要があるとされています。

また、本県においては、宮崎県高齢者保健福祉計画において、2025年には約3,700人の介護職員が不足する推計がなされており、介護人材の確保に向けて効果的な施策を講じていく必要があると考えます。2025年に向けて、喫緊の課題

であります、その取り組みについて福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の高齢者人口がピークを迎える2025年を見据えまして、介護サービスの基盤となる介護人材を確保・育成することは、大変重要だと考えております。

このため県では、事業者団体や専門職等で構成する「介護人材確保推進協議会」を設置しまして、介護分野への就業や定着促進を図る取り組みを行っております。

具体的には、介護職への新たな参入を促すため、修学資金の貸し付けを初め、未経験者や離職者への就業支援を行うとともに、介護に対するマイナスイメージを払拭するため、介護の魅力ややりがいを発信するテレビ番組の制作などを行っております。

また、職員の離職防止や定着促進を図るため、「介護職員処遇改善加算制度」の推進や、介護職員初任者研修・実務者研修の受講支援などを行っております。

県としましては、引き続き、介護分野への就業や定着促進を図る取り組みをさらに充実・強化することにより、介護人材の確保に努めてまいります。

○日高陽一議員 未経験者や離職者に対する取り組みなどを行っているとのことでしたが、介護人材確保には、将来の担い手となる子供たちに対してもアプローチをしていく必要があると思います。

それには、小中学生の早い段階から、子供たちに介護の仕事を正しく理解してもらい、介護職の重要性や、やりがいを教えていくことが重要だと考えますが、県は、将来の担い手となり得る児童・生徒への介護に対する理解をどのように図っていくのか、福祉保健部長にお伺い

いたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、将来の貴重な担い手であります小中学生に、特別養護老人ホームなどでの介護体験や出前講座等、介護の仕事についての理解や関心を深めてもらう取り組みを実施しております。実際に中学生のときの体験がきっかけで、今年度介護福祉士になられた事例もあります。

また、11月の介護の日に合わせまして、「ひなたの介護フェスタ」を実施し、介護の魅力をPRするとともに、介護福祉士の仕事をわかりやすく漫画で説明したパンフレットを作成しまして、県内全ての中学2年生と高校などに配付する取り組みを行っております。

県としましては、引き続き、介護の仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であることを積極的に周知しまして、介護に対する理解を深めてもらう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 介護体験等がきっかけで就労までつながったというのは、本当に驚きました。すばらしいことだと思いますので、こういった取り組みを、ぜひ粘り強く行っていただきたいと思います。

一方、必要とする介護人材を確保するには、国内人材だけではなく、外国人材も確保しなければ難しいのではないかと思います。国では、介護人材確保のため、平成29年9月には、外国人留学生が専門学校などの養成学校を卒業して介護福祉士の国家資格を取得する在留資格「介護」、同年11月には外国人技能実習制度の中に「介護」を加え、今年4月から始まった特定技能にも介護分野を入れ、海外人材を活用する制度を整えています。

実際、介護現場では、人手不足解消のため、

外国人に活路を見出し、外国人材の確保に動き出している事業所もあります。

そこで、県内の介護現場における外国人材の受け入れに向けた取り組み状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 外国人介護人材の受け入れにつきましては、これまで、老人福祉サービス協議会など関係団体との意見交換や、事業所への実態調査を行いながら、就労の状況や受け入れに係る課題の把握に努めているところであります。

介護人材が不足する中、今年度、県では、介護福祉士を目指す外国人留学生の育成・確保を図るために、介護福祉士養成校が行う海外でのPR活動経費や、介護施設が支給する奨学金等の一部を助成する事業を始めたところであります。

県としましては、今後とも介護現場の状況を踏まえながら、外国人介護人材を円滑に受け入れられるよう、必要な支援策を講じてまいります。

○日高陽一議員 他県では、もう既に、現地の学校と人材育成に関する協定を締結しまして、受け入れに向けた取り組みを進めているところがあります。今後、このような事例を参考にさせていただきながら、外国人材の受け入れについて取り組みを進めていただきたいと思います。

これから、2025年には約3,700人不足する推計がある中、介護人材の確保は喫緊の課題であると思います。

現地の学生に、「日本で働くことになったらどこに行きたいか」と聞いたら、多くの学生が「富士山」と言うそうです。なぜなら、日本のことをほとんど知らないからです。

だとしたら、勉強する時点で、宮崎の観光地

や食文化のPR動画を現地学生用につくって伝えることも大事なのではないでしょうか。日本語の話せる現地の方に紹介してもらうことにより、安心できて来日しやすくなるとも思います。

また、私もそうでしたが、海外での生活は、言葉や文化が違う中で苦勞も多く、日本人の方に会うと本当に安心しました。

外国人に安心して生活してもらうには、生活上の悩みや疑問を気軽に相談できる体制を整える必要があると思います。

そうした中、県では、県内に在住する外国人の生活面での支援を行うため、先般開設した外国人サポートセンターにおいてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（井出義哉君） 10月下旬に開設した外国人サポートセンターにつきましては、外国人が働いている企業等へのチラシの配布やSNSの活用など、外国人住民に直接届くように周知に努めているところであります。

このセンターでは、外国人住民が抱えるさまざまな疑問や悩みに対して、外国語のできる相談員3名のほか、翻訳機等を活用し、19言語で相談対応を行っており、開設から1カ月間で、在留資格更新や運転免許切りかえ、子供の健診など約60件の相談が寄せられております。

今後、生活や防災に関する情報を多言語で発信するほか、交流の場としても活用するとともに、県内各地での出張相談会を実施するなど、国や市町村、関係機関とも連携しながら、外国人住民のきめ細かな支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ぜひ、この宮崎に来てよかったと思えるように、御支援をよろしく願ひし

たいと思います。

また、多くの外国人が集まるこのセンターに、新潟県や山形県のように、雇用したいけど方法がわからないなど企業側の悩みも相談できる体制を構築することで、さらなるマッチングにつながっていくのではないかと思いますので、御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

先々月、林活議連で、九州北部豪雨の現地調査として朝倉市に行ってきました。

平成29年7月に発生した九州北部豪雨。私も、10日後に現場に入りましたが、当時は本当に多くの流木が町を覆っていました。表層崩壊によって杉の流木が流れ込み、ため池が決壊してしまったのが原因だそうです。

杉などの木が大量に生えている人工林は、間伐して日当たりを改善するなどしなければ木が成長せず、深い根を張れないため、大量の木が流され、多くの家屋が倒壊しました。

しかし、この流木をスリット式ダムがせきとめ、家屋の助かった地域もありました。国もこの状況を踏まえ、スリット式ダムについて整備を推進する考えを示しております。

今までにない豪雨により、毎年、日本全国各地で災害が発生している現在、杉生産量28年連続日本一の本県でも、同じような災害が起こる可能性が高いのではないかと思います。流木の被害を防ぐスリット式ダムの整備状況と今後の対策について、環境森林部長と県土整備部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境森林部では、山腹崩壊等の山地災害から下流域を守るため、山腹工による崩壊地の復旧や、間伐等の森林整備による発生源対策とともに、治山ダムによる土砂等の流出防止対策に取り組んでおりま

して、流木の捕捉効果が高いスリット式の治山ダムにつきましては、施工中を含め、6基整備してきております。

このような中、昨年、国により「土石流・流木対策指針」が新たに制定されたことから、現在はこの指針に基づき、出水時に倒木流出のおそれが高いと判断された箇所につきましては、積極的にスリット式治山ダムを設置することといたしております。

今後とも、国や市町村などの関係機関と連携しながら、流木の被害防止を含めました山地災害対策に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県土整備部では、土石流から県民の生命、財産を守るため、県内各地で砂防ダムを整備しており、従前から、想定される流木などの状況によっては、流木捕捉効果の高いスリット式を採用してまいりました。

近年、豪雨による自然災害が頻発化・激甚化する中、流木を含む土石流により甚大な被害が発生していることから、国において、平成28年に「砂防基本計画策定指針」が改定され、新設の砂防ダムはスリット式が原則となったところでもあります。

このような方針のもと、県土整備部では、スリット式のダムを現在38基整備しているところであり、これまでも34基が完成してまいりました。

今後とも、この国の指針に基づき、計画的に整備を進めるとともに、タイムラインやホットラインなどのソフト対策にも取り組みながら、国や市町村など関係機関と連携のもと、総合的な土砂災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ぜひ、あのような大きな被害が出ないように、山地災害対策をよろしく願いたいと思います。

先日、日向灘沖で地震が発生しました。いつ南海トラフ地震が起きるかわからない状況にあります。

あす、議場でも避難訓練が行われますが、さまざまな災害のさまざまな状況を想定して、訓練は大変大切だと思います。

特に実際の災害発生後には、避難所でも混乱が生じ、訓練時にはスムーズにできていた情報伝達すら困難になることもあると聞いておりますが、このような中、まずDMATなど災害発生時の医療体制がどのようになっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 災害時に備えて、本県には現在、災害時の医療提供の拠点となる12の災害拠点病院、33のDMATチームがあります。

災害発生時には、県が災害対策本部内にDMAT調整本部を設置しまして、統括DMATの指揮のもとで、県内の被災状況を収集しながら、DMATの出動要請、参集や活動拠点の設定などを行う災害医療体制を構築し、医療ニーズに対する支援の調整を行っております。

県としましては、このような災害発生時の医療体制が十分に機能するように、今後とも、災害拠点病院の機能強化やDMATの養成など、体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 DMATのチームの数も着実にふえて、災害直後の災害医療体制も整備されてきているようですが、このような中、先日、宮崎県歯科医師会で行われました災害歯科保健医療体制研修会を見学してまいりました。そこ

では、災害発生後のさまざまな取り組みについて話し合われており、被害想定は死者数約3万5,000人。そのうち第1週目に収容される遺体は1万4,175人、その身元確認をするには、5万6,700平方メートルの面積と、1日当たり200人から400人の歯科医師が必要だとか、本当に非常にリアルな状況を想定した訓練が行われていました。

歯科医師会だけではなく、さまざまな分野の専門家がこのようなトレーニングを行っていると思いますが、災害発生から時間が経過し、保護医療にかかわる多様な支援ニーズが発生した際に、各専門職の連携が必要だと考えます。連携がうまくいくためにどのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 救護所や避難所の運営が開始されますと、被災者のケアなどさまざまな支援ニーズに対応する必要があります。DMATだけではなく、医師会や日本赤十字社などの救護班を初め、歯科医師会や薬剤師、保健師など専門職チームの連携による対応が重要となります。

このため、県においては、災害時に保健医療に係る支援ニーズを把握し、支援を行う専門職チームを調整する災害医療コーディネーターを平成26年度から設置しまして、現在34名に委嘱しているところです。

また、県内の各専門職の災害への対応力向上と顔の見える関係づくりのために、平成27年度から毎年度、災害医療コーディネート研修を開催し、今年度はさまざまな専門職や保健所職員など92名が参加したところです。

今後とも、関係者の連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 現在構築が進められています地域包括ケアシステムは、医療・介護・福祉が一体となって、地域に住まわれている方々を守るシステムとなっている中で、災害時の医療・介護・福祉の連携体制については、まだ十分に構築されていないとの声も聞いております。

災害時においても、行政・医療・介護・福祉がいずれも欠けることなく、ワンチームとなって、せっかく助かった命を、避難所生活の中など災害関連死と呼ばれるもので失うことのないよう、これまで各地で発生した災害状況や、その際、医療・福祉の災害対応チームなどの活動報告を十分に踏まえ、宮崎県独自の医療・介護・福祉の連携体制を整備していただきたいと思っております。

国際基準避難所運営ガイドラインであります「スフィア・スタンダード」というものがあります。このスフィア・スタンダードの日本でも数少ないトレーナーが、実はこの宮崎にいらっしゃいます。彼女は、東日本大震災、そしてまた熊本震災と2つの地震で、医師として現場で活動していらっしゃいました。そんな貴重な経験をされた方が身近にいらっしゃいますので、しっかりと連携しながら、災害時の体制をつくっていただきたいと思っております。

最後に、先日、ある方の講演で、「現場を指揮する者は笑顔を忘れてはいけない。顔がこわばっては現場の空気も固まってしまう」というお話を聞いたところであります。笑わない男ではだめです。ここにいらっしゃる方は、現場で指揮される方がたくさんいらっしゃると思っております。その現場が和やかな雰囲気になるよう、しっかりと笑顔で対応して、環境をつくっていただきたいと思っております。

以上をもって、私の質問とさせていただきます

す。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 本日も傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

先週末、女子プロゴルフ最終戦リコーカップが、宮崎カントリークラブで行われました。大会期間中の観客動員が2万5,000人を超え、過去最多となったと報道されておりました。まさしく「しぶこフィーバー」の恩恵を受け、前週のダンロップトーナメントとともに宮崎ゴルフマンスを盛り上げ、全国に発信してくれました。

渋野日向子選手の名前には「日向」という文字があり、勝手に愛着を持っておりますが、ことしの渋野プロの活躍のように、私もよい1年で締めたいと思っておりますので、執行部の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

まず、カーフェリーの建造支援について質問をいたします。

今議会冒頭の坂口県議を先頭に、数名の方々が質問されましたので、なるべく重複を避けませんが、県は、宮崎カーフェリーの新船建造に、宮崎県が40億円、宮崎市が5億円、合計45億円を貸し付けると発表いたしました。船の老朽化による2隻の新船建造に必要な費用で、180億円の資金計画のうち、自己資金と金融機関からの融資を充てても不足する資金を県が貸し付ける

ということでありませう。

宮崎と神戸を結ぶカーフェリーは、宮崎県にとって貴重な公共性の高いものであることは、重々承知をしております。

これまでの質問にもありましたが、民間企業の設備投資支援に税金を投入すること、また、県がリスクを負って支援しなければならないのかなど、さまざまな疑問があります。県民の理解を得るためにも、先日行った、県北のトラック事業者との意見交換の際の意見も踏まえて、質問を行います。

まず確認であります、宮崎カーフェリー社には、副知事が社外取締役となっております。経営参画をされていくわけですが、今後も県が宮崎カーフェリー社に経営参画をし続けるという認識でよいのか。

また、運送業の中には、「本県の企業体、いわゆるオール宮崎体制にこだわらず、大手の海運業者と組むほうが安定輸送につながるのでは」と指摘する方もいます。

そう指摘されると、確かに心情的には宮崎の地場企業にこだわりたいものの、世界や全国を結ぶネットワークや多くの船舶を持つ大企業のほうがトラブルにも強いのではないかと、とも思ってしまう。県がオール宮崎体制にこだわる理由を、知事に伺います。

この後の質問は、質問者席より行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

現在の宮崎カーフェリー株式会社は、平成30年3月から県も出資する新会社として運航を開始し、同年8月には、会社からの要請に応える形で、副知事が社外取締役に就任したところがあります。

将来的には、自立した経営体となるのが適当だと考えますが、今回の新船建造に当たり、多額の貸し付けを予定していることから、県といたしましても、今後とも経営の安定化に向けて、一定の経営関与を続けてまいりたいと考えております。

また、この新会社を立ち上げる際、県産品や旅客を安定して輸送するために本県発着の航路を維持する必要性や、従業員の雇用などを考慮し、地元経済界等が結束することが最善の方策であると考え、オール宮崎で支えていくこととしたものであります。以上であります。[降壇]

○西村 賢議員 次に、経営の見通しについて伺います。県北地域から見ると、トラック輸送は、宮崎港に南下するよりも大分方面に北上したほうが、高速の無料区間の恩恵や船の便数などもあり、場合によっては陸路のまま走るのがいいという話になりました。

今後、別府―大阪航路を運航する三井商船が同じく2隻の新船建造を行い、日本初のLNG燃料船として、現行の9,200トンから1万7,300トンと乗客、積載数ともに輸送力が強化されるということです。宮崎カーフェリーの新船が1万4,300トンの予定ですから、より大きな船ということであり、同時期の2022年より就航予定とのことで、経営にとっても影響があるのではないかと懸念しています。

そのほかにも、高速道路のスマートインターの設置や4車線化の整備、先日の山下寿議員の質問にもあった自動運転などの技術革新などもあり、これから競争が激しくなる海運業の中で宮崎カーフェリーの経営見通しをどう考えるか、郡司副知事に伺います。

○副知事(郡司行敏君) 御指摘の例も含めま

して、近年、他のフェリー会社においては、大型化を伴う新船建造が進んでいるところであります。

これは、ドライバー不足や長時間労働の是正等を背景に、トラックによる陸送から、海上輸送への転換、いわゆるモーダルシフトの需要が、全国的に高まってきていることによるものと考えられます。

本県におきましても、同様の状況でありますので、モーダルシフトの需要を取り込むとともに、他の航路との競争に対応していくためにも、早期の新船建造が必要であります。

なお、トラックの自動運転につきましては、現在、国が、高速道路における隊列走行の2台目以降の無人化を検討しておりますが、その実現には、一般道に接続するための仕組みや施設の整備が必要であり、まだ相当の時間を要するものと考えているところであります。

また、旅客につきましても、客室を個室化することなど、旅客ニーズを捉えることにより、安定的に経営できるものと考えているところであります。

○西村 賢議員 次に、新船建造が本県物流の利便性の向上につながるのか、伺います。

意見交換の中で、宮崎カーフェリーにいざ乗せてもらおうとしても、乗せてもらえないときが多いという不満を聞きました。これがたまたま偶然なのか、経営方針なのかわかりませんが、今後、県が経営参画を行っていく上で、県内企業の優先や県内荷物の優先のような措置がとれるものか、郡司副知事に伺います。

○副知事（郡司行敏君） フェリーへの乗船につきましては、予約車両が優先されるということであり、県内外というふうな条件で優先度が変わるものではないと伺っているところであり

ます。

また、現在の船舶では、乗船希望のトラックの全ては載せ切れていない状況が多くなっておりますが、今後、新船が就航し、積載台数が拡大した場合には、県内の需要にも、これまで以上に対応していけるものと考えているところであります。

○西村 賢議員 先ほど知事が、オール宮崎にこだわる理由を言われました。そういうことであれば、県内の優先枠みたいなものがあったもいいのではないかなと思っております。

新船が大きければ、今まで待っていた車が乗れるということになれば、それはそれで解消するかもしれませんが、今後もその流れを見ながら、検討を随時していただきたいと思っております。

次に、40億円の県の融資について質問をいたします。

今、国内の金融機関は融資先を探している状況にあり、県が太鼓判を押すような事業内容ならば、宮崎カーフェリーと取引したい金融機関からの協力の声上がるのではないかと考えますが、そのような金融機関からの申し出はないのか、郡司副知事に伺います。

○副知事（郡司行敏君） 県に対しましても、フェリー会社に対しましても、そのような申し出はございませんでした。

○西村 賢議員 このないということが、逆にほかの金融機関が二の足を踏んでいるということであって、県の事業計画、また県というか、その企業の事業計画や信頼性にも不安が残るところであります。

私は、平成15年松形県政最後の議会で決定し、県内企業への金融支援「宮崎県中小企業ファンド」が、10年後の平成25年に9億円もの税金を失う結果に終わったことについて、平

成25年9月議会で質問いたしました。

あのとき、私は県の幹部の皆さんに「10年前に決定したファンド事業の責任は誰にあるのか。誰が損失の責任をとるのか」と訴えました。当時の答弁で河野知事は、「行政はベストな選択を行った」と、責任論ははぐらかされましたが、そのときのやりとりで、今も答弁席におられるのは河野知事だけです。

平成15年ファンドを立ち上げた県の関係者も、その損金処理に当たられた県の関係者も、どなたもいらっしゃいません。前回は損失が9億円、期間は10年でありました。今回は40億円の投資、そして20年間の返還期間になります。私も含めてここにいる者は、20年後にいない可能性があります。行政が民間企業に直接融資する貸付責任をどのように考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 御指摘のありました「中小企業等支援ファンド」は、事業再生を支援するための投資であり、今回の貸し付けとは性質を異にするものと考えておりますが、40億円の貸し付けは、大変規模の大きなものであり、県としては、貸し付けが妥当かの判断を慎重に行うとともに、債権管理をしっかりと行っていく責任があると考えております。

このため、中小機構の協力のもと慎重に審査を行い、新船就航後の安定的な黒字経営によって、貸付金の確実な返済が見込まれると判断したものであります。

また、貸し付け後は、中小機構とともに、経営状況等を把握するなど、償還計画に沿った返済がなされるよう、しっかりと管理していくこととしております。

○西村 賢議員 そこで、その確実という言葉に、非常にまだ違和感を持っております。

では、計画どおりに事業が進まず、返済が滞った場合、どうやって債権の保全を考えておられるのか、再度、井手部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 高度化資金の債権保全措置としましては、貸付規則の規定により、物的担保及び連帯保証人を求めることとなります。

宮崎カーフェリーの場合、物的担保については、他の金融機関と同順位かつ第一順位の船舶抵当権を設定する予定としております。

なお、仮に、災害や経済事情の著しい変動等により、償還が著しく困難となった場合には、中小機構とも協議しながら、償還能力に応じて、一時的な償還猶予や20年の償還期限の延長等を行うことにより、貸付金の回収を図ることとなります。

○西村 賢議員 まだ疑問が完全に払拭されたわけではございませんが、今後、委員会における審議をしっかりと見守りたいと思って、次に移ります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業について、福祉保健部に伺います。

高齢者の健康増進やリハビリ等の効果により、高齢者自身の幸せや生きがいを支援し、介護保険制度の普及で行き過ぎた介護サービスによりふえ続ける社会保障費を抑制する効果が大きいと思います。

しかし一方では、リハビリや栄養指導などの効果により、喜ばしいことではありますが、要介護者の介護度が下がり、介護サービスの内容が変わることへの不満が、家族や事業者などからも聞かれるようになりました。

総合事業への移行が県内各市町村で進み、その取り組みの進捗においては、市町村間での取り組みの差が出ないようにする必要があります

が、マンパワーが不足する人口の少ない自治体にとっては、重い負担となります。介護予防の推進のため、県がしっかりとサポートすべきと考えますが、小規模自治体に対する県の支援について、福祉保健部長に状況を伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御質問の総合事業についてであります。市町村の裁量により、地域の実情に応じたサービス提供が可能となる一方で、小規模自治体においては、専門職や担い手不足等の理由によりまして、事業の実施に苦慮している実態があります。

そこで今年度、県では、モデル的に、小規模自治体において栄養改善による介護予防を進めるため、新任の管理栄養士に県の専門職が助言するなど、県職員による支援を行っております。また、テレビ会議システムを活用し、地域にいない薬剤師等の専門職が地域ケア会議に参画できる仕組みをつくり、高齢者の自立支援に努めております。

今後、このモデル事業の成果を県内に横展開し、小規模自治体が直面している課題を踏まえて、必要な事業を実施できるよう、きめ細やかな支援を行ってまいります。

○西村 賢議員 続けて、総合事業における利用者へのサービスの提供において、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの存在は重要であります。しかし、近年、ケアマネジャーの中には有効期間の更新を行わないケースもあり、その背景には、午前中の質問にもありましたが、介護労働者の処遇改善のための処遇改善加算の対象ではなく、総合事業やケアプランの作成などで多忙な労働環境もあります。また、受験要件の見直しから、受験者数や合格者数も減ってきております。

今後はケアマネジャーのスキルを上げ、所得

向上や社会的な価値を高めていかなければなりません。ケアマネジャーの育成・確保について県はどう取り組むのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ケアマネジャーの育成につきましては、研修内容に現場の声を反映しまして、事例検討を行うグループワークを取り入れる等の改善や、医療職を初めとする多職種と連携するために必要な医学的知識等を習得する研修会を開催するなど、その充実を図っております。また、経験豊富なケアマネジャーを各施設等へ派遣し、具体的な指導・助言を行っております。

このほか、「みやざき・ひなたの介護情報発信事業」を通じまして、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担うケアマネジャーの重要性を周知するなど、その確保に取り組んでいるところであります。

県では、今後とも、関係団体等と連携をしまして、さらなる資質の向上と、育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、質問順序を変えて、誤伐・盗伐問題に対して先に質問を行います。

近年、林業が活況となり、それに合わせ誤伐・盗伐の報道も多くなってまいりました。

ことし、日向市内の伐採業者が盗伐により逮捕される事件がありました。新聞報道などで私の知る限りでは、杉7本、杉13本の伐採を、当人は誤伐と主張し、被害者は盗伐と主張し、当事者間で示談を進めていたとのことですが、一転し、伐採業者の逮捕に至ってしまいました。

係争中の案件ですから、具体的にこの場で触れませんが、この案件は、林業の未来や担い手の確保も含めて大きな影響があるのではないかと思います。

当然ながら、本県で過去に起こった、悪質なブローカーが行った契約書の偽造などの悪意のある犯罪は、許しがたいものでありますし、盗伐自体は許されるものではありません。

過去に、県内の地籍調査の進捗を質問したことがあります。地籍調査の済んでいない山林においては、境界の確定は難しく、先祖から相続した山林の場所さえ知らない相続人が毎年増加しているのが現実であります。

無断伐採に間違いがあった場合、ほとんどの案件は穏当に和解がなされているとのことですが、今回のように刑事事件にまで発展することは、極めてまれなケースと考えています。

広大な山林の伐採に際しての数本の誤伐は、業務の特性上、ある意味避けられないことではないかなと思いますが、そのような誤伐も絶対に許されない社会状況になれば、林業後継者の確保も難しくなります。

森林法、県や市町村の規定によれば、純粋な伐採自体は、極端に広大な面積にならなければ、保安林以外は基本的に届け出だけで済む内容になっています。保安林であっても、許可を取得することによって伐採自体は禁じられてはおりません。

その届け出と許可申請において、土地所有者の同意を得るということは求めておりますが、隣接者との境界確認などというものは特に求められていません。

これは、山林の特殊性を考慮し、伐採・植林がスムーズに行われるように配慮されているのではないかと理解をしますが、今回の事件のような伐採業者のケースは、今後も起こりかねないと思います。

そこでまず、本県における無断伐採の相談件

数について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県や市町村への森林所有者からの相談件数につきましては、平成26年度から本年10月末までに合計で125件となっております。

直近の3年間では、相談された年に伐採されたものばかりではございませんが、平成29年度が42件、30年度が36件、令和元年度が10月末までに22件の相談件数となっております。

○西村 賢議員 今、相談件数について伺いましたが、これは、今起こったわけではなくて、過去、いつの間にか自分の山を見たら切られていたとか、相続の対象になるところを見にいったら切られていたとかいうことも含まれていると思います。いつ切られたかわからないという、確かに無断伐採が行われた事実はあると思いますが、それに伴って無断伐採の防止には、森林境界の確認を確実にを行うことが重要であると思います。

そのことについて、県はどのように取り組んでいるのかを、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、伐採時の境界確認が徹底されますよう、伐採届の事務処理マニュアルを作成しまして、伐採届を受理する市町村に、隣接所有者の確認書類の添付などによる審査の強化を指導しております。

また、研修会や伐採パトロール等によりまして、森林所有者や伐採事業者に、境界の保全や境界の確認の徹底を啓発・指導しております。

さらに、境界の確認が円滑に行われますよう、「森林整備地域活動支援交付金事業」などで、森林組合等が行います境界を明確化する測量などに支援をしているところであります。

今後とも、これらの取り組みによりまして、森林の境界確認が確実に行われるよう努めてま

いりたいと考えております。

○西村 賢議員 土地の境界も不確かな山林でのわずかな誤伐がもとで、訴えられたり、失業したり、廃業せざるを得ない状況に追い込まれることがあってはならないと考えます。そもそも、地籍調査の進捗を進めていくことが重要だと思います。その進捗も求めながら、また一方で、当事者同士の和解方法の確立というものも、今後検討していただきたいと思っております。

昨日の有岡議員の質問とは真逆になるかもしれませんが、当然ながら、誤伐もいいことではありません。しかし、誤伐によって、その伐採業者が大きなペナルティーを受けることが、果たして宮崎県の林業の将来につながるのかということも、同時に考えていかなければならないと思ひまして、この問題を取り上げさせていただきました。県当局におかれましては、この問題をしっかりと受けとめていただきたいと思ひます。

次に、海の安全対策について伺います。

先日の武田議員の質問にもありました。ことし、県内でのサーフィンの海難事故が続出しております。私の地元伊勢ヶ浜でも、先日の台風の影響下で、サーフィンを行った県外観光客が死亡し、いまだ1人は行方不明となっております。亡くなった方には大変申しわけありませんが、地元の我々が親しんでいる海水浴場での死亡事故は、気持ちがいいものではありません。

そもそもサーフィンの安全管理は、「自己責任論」が非常に強いわけですが、実際に事故が起こったときには、海上保安庁、消防、警察を初め、地元消防団や医療機関など多くの方々を巻き込み、また、その捜索の際の2次被害も想定されます。

サーフィンは自然が相手で、地形や気象が大きく影響いたします。特に離岸流はその地域の特性があり、海難事故の大きな要因となっております。

まずは警察本部長に伺いますが、本県には、「宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例」があります。ここでは、海水浴場の規制や安全対策、プレジャーボート等の利用の事故防止に関する条文が記されておりますが、この条例にサーフィンの安全管理は該当しないのかを伺います。

○警察本部長(阿部文彦君) サーフィンにつきましては、議員御指摘の条例により、特別遊泳場として指定された県内6カ所の区域内においては、所要の規制がなされているところであります。

他方、昨今のサーフィンの事故につきましては、この特別遊泳場以外の海上で発生しているものと承知しております。

このため警察といたしましては、今後とも、宮崎市、日向市など沿岸市町村やその他の関係機関と連携しながら、サーフィンを含め、水難事故防止の広報啓発活動や現場指導に努めてまいります。

○西村 賢議員 次に、通告しておりました「サーファーへの注意喚起」については、武田議員のきのうの質問にありましたので割愛させていただきますが、要望として、今本県は、各地に恵まれたサーフスポットがあり、県や沿岸自治体では、サーフィンによる観光誘客や移住促進を行っています。また、世界大会等の開催を通じて、積極的に本県のサーフィンの魅力を発信しているところでもあります。そこには大きな成果も出ていると思ひますが、県や沿岸自治体もサーフィン誘客を叫ぶ以上、安全対策も

しっかりと行うべきと考えます。昨日、武田議員の質問にもありましたが、県において安全対策を行う組織を考えるべきと私も要望して、次の質問に移りたいと思います。

続いて、農道整備について農政水産部長に伺います。

日向市平岩から靄木地区を抜け鶴毛地区につながる市道の拡幅整備を、かつては農道整備として要望しておりました。しかし、平成12年度に農道整備事業の総点検——打ち切り完了や見直し再採択等——が行われ、新規路線の着手を凍結することになりました。地元の方々にとっては、事業凍結は非常につらかったと思いますが、その後、何とか市道の拡幅工事に切りかえて、少しずつ整備を進めている状況であります。

現在、この地域を含め靄木・鶴毛地区においては、土地改良事業に取り組んでおり、圃場整備が進んできています。しかし、この圃場がよくなっても、この田畑に通じる道路が今のままでは、利便性や安全性に問題が残ります。これからの地域農業のためにも、後継者のためにも必要な圃場整備を行っていくわけですから、この機にここを通る道路をよくしたいという機運が、この地域で再度高まってきています。

農道整備の凍結が解除され、今後新規での整備も期待できるとのことですが、この靄木地区、鶴毛地区を結ぶ農道の整備の見通しについて伺います。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 本県における農道整備につきましては、継続路線の完成のめどが立ったことや、国の予算が回復してきたことから、新たな農道についても事業化の検討を進めていくことといたしております。

このような中、御質問のありました鶴毛・靄

木地区につきましては、これまで市道改良などにより一部で整備が進められていることを踏まえ、改めて日向市において受益面積を見直したところ、国の基幹農道整備の採択要件を満たしていないことから、本年度、市の事業管理計画から除外されたところであります。

県といたしましては、今後の農業経営において、農道の整備が重要であると考えておりますので、当該地区の事業化の可能性も含め、整備の手法について、地元の意向を確認しながら、今後、日向市としっかり協議してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひ、支援のほうをよろしくお願いしたいと思います。この地域も待ちに待って、ずっと待って道路ができていない地域でありますので、この道路拡幅の願いを少しでも早くかなえていただけるように、お願いを申し上げます。

次に、午前中にも日高陽一議員のほうから質問がありましたが、建設分野における人材確保について質問を行います。

現在、多くの産業で人材不足が叫ばれておりますが、特に建設関連では若者不足の声が大きいところです。

若者が働きやすい労働環境をつくり、環境改善していくために、業界全体や企業にも改革が求められますが、公共事業の発注者としての行政の役割も大きく、今後始まっていく働き方改革も、建設業には大きな影響があります。

そこで、現場における週休2日の実施に向けて、建設業協会も第2土曜一斉休業と声を上げていますが、完全に実施されているわけではなく、天候や工期、さらには経費などの理由から、企業によって足並みがそろわないところがあります。

私たちの世代と違い、週休2日が小学生のころから当たり前の今の若者たちにとって、職業を選択する上で、週休2日は必須項目でもあります。建設業が週休2日を実現するため、県は週休2日工事にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設工事における週休2日制の推進は、担い手確保を図る上で大変重要であると考えております。

このため県では、平成28年度から週休2日工事の試行を開始し、現在は、積算上必要な経費を割り増すことで、さらなる推進を図っており、昨年度は51件で試行を行い、今年度は10月末時点で、87件で取り組みを進めているところであります。

さらに、週休2日制の必要性について、より一層理解を深めるため、県内の建設現場において、毎月第2土曜日を一斉に閉所する取り組みを実施しているところです。

県としましては、今後とも、国の動向を踏まえ、建設関係団体と十分に連携を図りながら、週休2日制の定着に向けて積極的に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 よろしく申し上げます。これは、どうしても公共事業が主導していかなければ、元請さん、そしてまた下請さんまで、いろんな立場の方がいらっしゃいます。企業においては、強気のところが完全週休2日を打ち出して、若い人たちを獲得しているという話も聞きます。そういうふうになっていけば、業界全体の人手不足というものが解消していけるのかなと思いますので、ぜひ、県が率先して指導していただきたいと思います。

次に、建設業への女性の進出について伺います。

建設業にとっても女性の活躍は、人材確保の面でも、またイメージアップの面でも大きいと思います。土木女子を「ドボジョ」と呼ぶそうですが、これまで多くの建設関連の企業では、そもそも女性が現場に出ることを想定していなく、労働環境としてはまだまだ不備があると思います。一部企業では女性更衣室や休憩室を設置したとの報道もありますが、まだまだ女性の進出を応援していかなければならないと思います。そこで県は、女性の進出支援のため、建設現場の労働環境をどのように改善していくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設現場における女性が働きやすい労働環境の整備は、働き方改革を推進し、女性技術者等の進出を支援する上で、大変重要であると認識をしております。

このため県では、平成28年度から、技術者を対象とした女性専用トイレを設置するモデル工事を開始し、現在は、現場で働く全ての女性を対象としております。

また、現場環境改善の経費の一つとして、女性更衣室の設置も対象とするなど、働きやすい環境づくりに努めているところであり、女性技術者の数は増加傾向にあります。

今後とも、関係団体と十分連携しながら、女性のさらなる活躍を推進し、担い手の育成・確保に積極的に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 よろしく申し上げます。

次に、これは建設業の方からの声であります。現行の入札制度におきまして、現場監督の「技術点数」というものがあります。公共工事の施工に対して、その現場がいかによくできたのかを点数化するもので、その後の入札の際の点数にも影響してきます。

しかし、これが逆に若手の技術者の重い負担となっており、下働きからやっとな現場を任せられるようなレベルに達しても、現場監督になることを嫌がったり、建設業をやめてしまったりするケースがあるとのこと。当然、この若手の働き方というものもいろいろあると思いますが、県の総合評価落札方式において、若手の技術者の育成のためにどのような取り組みを進めているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設産業におきましては、若年入職者の減少や技術者の高齢化といった問題が生じており、若手技術者の育成が重要な課題となっております。

このため県では、総合評価落札方式におきまして、35歳以下の技術者を現場代理人として配置することや、新規学卒者の雇用を評価項目としているところであります。

さらに、昨年度から、若手技術者の配置を容易にするため、会社がバックアップすることにより、技術者の施工実績の経験を求めない、「技術者育成チャレンジ型総合評価落札方式」の試行を始めており、今年度は試行件数を拡大しているところであります。

県としましては、今後とも、関係機関や建設業団体と十分な連携を図りながら、若手技術者の育成に努めてまいります。

○西村 賢議員 現在、働き方改革導入に向けての動きがある中で、建設業の実態と制度が乖離しているのではないかと感じるが多々あります。天候や工期などに大きく影響される建設業の仕事にあって、さらに下請企業や納入業者など建設現場を支える企業などは、もっと拘束時間が長いのが実態であります。朝8時から現場が動くとなれば、下請企業はもっと前から働かざるを得ません。

働き方改革によって、元請企業自体も時間的な制約を受けていくわけですが、さらにそのしわ寄せは下請企業に行くのではと予想されます。県は、下請企業の労働環境についてどのように考えていくのかを、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 働き方改革の推進は、若年入職者の減少等が課題である建設産業において、担い手確保の観点から大変重要であると認識をしております。

このような中、建設業は、他産業と比べ労働時間が長く、週休2日の浸透がおくれている状況も見受けられることから、元請企業が行う働き方改革が、小規模な企業が多い下請企業へのしわ寄せにならないように、注視していく必要があります。

このため、県といたしましては、引き続き、建設業者向けの研修会等の場を活用して、契約の遵守や不当に低い請負代金の禁止等について元請企業を指導していくほか、下請企業からのさまざまな相談や訴えに対応することで、働き方改革が下請企業の労働環境の改善につながるよう、国の機関とも連携しながら取り組みを行ってまいります。

○西村 賢議員 この働き方改革、一様にどの企業も同じように働いて、同じように時間の制約があつてということが理想ではありますが、世の中そう簡単にはいかないと思いますし、当然ながら元請と下請の役割も違ってくるわけがあります。

県もしっかりと監督署の方々に情報提供をして、本県の実態、実情というものをしっかりと伝えていただくようお願いしたいと思っております。

次に、学校現場での教師のいじめ問題について

て、教育長に伺います。

学校でのいじめ問題に今、多くの教育関係者が努力されているところでもあります。その現場の最前線に立つべき教師自身が、同僚教師にいじめを行う事件が神戸市で発生し、大きく報道されました。

さらに、本県でも教頭が確信犯的に何十年も無免許運転を行ってきたことが判明し、検挙されました。

このような中、教育現場のパワハラ問題、コンプラ違反を踏まえて、県教育委員会が、教師への実態調査を11月上旬に行ったということを知りました。

この実態調査をどのような意図で行ったのか、また、この調査は記名式で行われたと伺っております。果たして同じ学校の先生同士が、自分の名前を書いた上で、「〇〇先生からパワハラを受けました」と事実を書けるのかという疑問もありますが、調査を記名式にした理由についても、あわせて教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 今回実施いたしましたパワハラに関する調査は、教職員のハラスメント問題に対する関心の高まりを受けまして、運転免許証の保有状況等の確認とあわせて、コンプライアンスの推進を目的とした調査の中で実施いたしました。

また、記名式による調査については、職員がパワハラ行為を受けたと回答した場合に、まずは学校において速やかに状況を確認し、対応することを狙いとしたものであります。

なお、記名式では回答しにくい職員もおられますので、このことも考慮して、調査票には、教育委員会担当課や人事委員会などの外部の相談窓口を記載したところでもあります。

○西村 賢議員 記名式ということで、例え

ば、実態調査を見た校長等の管理職が、正直に書いた教員に対して、パワハラ事案を隠すようなこととか、訂正を求めるようなことが全くないのかなという疑念は抱きました。そのようなことはないと思いたいと思いますが、この調査の結果はどうだったのか、どのような事案があったのか、また県教育委員会として、調査の結果を踏まえ、学校現場のパワハラ問題解決についてどのような策を講じようとしているのかを、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の調査の結果、悪質な事例は確認されておりませんが、「同僚から叱責を受け、精神的苦痛を感じた」とか、「業務上のミスを過度に指摘された」などの回答が上がってきております。これらについては、現在、各学校に設置されておりますコンプライアンス推進委員会や市町村教育委員会等を通じて、事実の確認を行い、状況の改善に向けた取り組みを進めているところであります。

県教育委員会といたしましては、調査結果を踏まえ、学校や市町村教育委員会等の関係機関と連携して、研修等を通じたハラスメント防止に関する意識の啓発や相談窓口の周知徹底等を行うことにより、引き続き、教職員の働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今後も県教育委員会の真摯な取り組みに期待したいと思いますが、先ほど言われたような実態調査の結果をしっかりと見て、また教育委員会以外の窓口にあった相談等もしっかり踏まえた上で、対策をしていただきたいと思います。

次は、ひきこもり問題についてに移ります。

先日、岩切議員の質問でも紹介されましたが、厚生常任委員会の県外調査で、秋田県藤里

町の社会福祉協議会を訪問いたしました。ここは、ひきこもり対策で全国的に有名となった町で、私も質問で何度か取り上げております。本県からもこの施設を訪れ、立ち直った若者がいたという話も伺いました。

ひきこもり対策には、行政や家庭からの幅広い支援が必要であります。現在、国も就職氷河期世代のひきこもりに対し、「就職氷河期世代支援プログラム」に取り組み始めたことは、この問題を政府も認識したあかしであると思います。引きこもるタイミングに、いじめ、入試の失敗、就職の失敗など、いわゆる人間の挫折のタイミングがあると思います。

高知県では、高校中退者の学び直しを教育委員会などが支援しているケースもあるようですが、周りのサポートで立ち直る事例もあります。まずは、本県の高校中退者の推移とその要因について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 本県の県立高等学校における中途退学者数につきましては、平成30年度が332名ということでありまして、過去5年は、毎年300人前後で推移しております。

また、生徒1,000人当たりの中途退学者の数で見ますと、平成30年度、本県は14.3人でありまして、全国が14.2名と、ほぼ同程度の状況にあります。

中途退学の要因でございますが、これはさまざまありますけれども、主なものとして、「高校生活になじめなかった」とか、「人間関係がうまく保てなかった」などが挙げられております。

○西村 賢議員 中退者がそのまま引きこもらないようにしなければなりません。若者の就職や社会参加への支援を担う、本県の若者サポートステーション事業の利用状況と就職決定

者数の推移について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国が設置する「みやざき若者サポートステーション」の利用状況につきましては、電話による相談等も含めた延べ件数で、平成28年度が9,171件、29年度が1万577件、30年度が1万656件と増加しております。

一方で、就職決定者数につきましては、手厚い支援を長期間必要とする利用者が増加傾向にあることから、平成28年度が184人、29年度が143人、30年度が117人と年々減少しているところでもあります。

○西村 賢議員 年々減少しているということでもありますけれども、しっかりと若者たちのサポートを引き続きお願いするとともに、しっかりと目の行き届くサービスを続けていただきたいと思います。

この秋田県藤里町の取り組みは、現在、国が制度設計し、本県でも取り組んでいます「生活困窮者自立支援制度」に非常に近いもので、この事業の充実に大きな可能性があると考えます。

この生活困窮者自立支援制度は、福祉事務所を有する自治体に、「自立相談支援の実施」、「住居確保給付金の支給」を必須とし、そのほかに、就労準備支援や家計相談、子供の学習支援など任意で行えるメニューがあり、生活保護に頼る前に、これらの事業で自立を進めていくことで、就労や就学の自立支援につながっています。これらの現在の取り組み状況と今後の取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 「生活困窮者自立支援制度」につきましては、ひきこもりの方への支援も含めまして、生活保護に至る前の

「第2のセーフティネット」として、平成27年度に始まった制度であります。県及び各市の福祉事務所において相談支援員等を配置しまして、自立に向けた居住、就労、家計等の相談や支援を一体的に行うものです。

実績としましては、平成30年度の新規相談の受け付け件数は、県全体で1,685件となっております。加えて、任意事業としては、各地域のニーズに応じ、それぞれの福祉事務所等において、生活困窮者に対する就労準備、家計改善、子供の学習を支援しております。

県としましては、今後とも、あらゆる機会を通じまして、制度の周知に努めるとともに、関係機関を集めた会議や研修会を開催し、この事業の活用を促してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この生活困窮者自立支援制度、私はとてもネーミングが悪いと思います。これは国の制度ですから仕方がないのでありますが、まだ県内の市でも、全てのメニューに取り組んでいるわけではありませんので、ぜひ、この制度の周知というものを、各行政とともに、これを利用したいという方にもしっかりと届くようにしていただきたいと思っております。

今回のひきこもり対策についても、教育長と2人の部長から答弁をいただきました。ひきこもり対策には部局横断で取り組んでいく必要があります。私は、この問題を何度も議会で取り上げておりますが、ぜひ、宮崎県も知事を先頭に、本県の対策を整えていって、1人でもひきこもりから脱却できるように――藤里町は1人のひきこもりもいなくなったという話でありましたので、ぜひ宮崎県も充実をしていただくように要望して、私の質問を終わります。ありが

うございました。(拍手)

○山下博三副議長 次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党、内田理佐です。

まず、竜巻災害について質問します。

台風17号に伴い、9月22日に延岡市で発生しました竜巻災害により、人的被害軽傷18名、建物583軒、農業用ハウス23棟で被害が起きました。

発災後、県内外からたくさんの方々がボランティアに来ていただきました。特に発災から3日後、ビニールハウスの災害現場では、人手が足りなく熱中症症状の方が出るなど焦りが出ていたところに、議長の声かけにより、宮崎県産業開発青年隊が40名ほど、応援に来ていただきました。市民よりたくさんの方の差し入れが届くなど、現場が一気に明るくなり、作業がはかどったものです。

議場内にも知事や議長、副議長を初め、日高陽一議員にも「日程調整して手伝いに行こうか」と、言葉だけかと思いましたが、本当に知事よりも随分遅く来ていただきました。現場に足を運んでいただいた方々が、議場内にもたくさんいらっしゃいます。御支援もいただきました。

今回の質問で、「知事が現場に来るのが遅かった」といったような御意見も出ておりますが、済みません、質問された皆さんは、被害に遭われた方々の気持ちになり、一刻も早く予算をつけていただきたいというお気持ちで言っているなどとは思いますが、私は現場では、「知事が遅い」という言葉は、誰からも全く聞いておらず、とにかく1日でも早い復興を願って、毎日必死に作業をしていました。

国会議員、知事、議長、議員、部長など来て

いただけるだけで、「助かった」「来てくれた」と勇気が出ました。被害を受けて心が折れそうだった延岡市民は、それぞれの立場で献身的に取り組んでいただいた姿に大変勇気づけられました。そのときの判断で動いていただくのがベストです。県の職員ということを隠し、新聞を見て神社にボランティアに来ていただいた方もいました。まだ復興に至っていませんが、この場をかりてお礼を述べさせていただきます。ありがとうございました。

しかし、まだまだ完全な復旧・復興はできておらず、現在もボランティア活動の続いている場所があります。夏田稲荷神社においては、補助事業の採択要件に合わないということで、ボランティアの方々によるクラウドファンディングが始まりました。行政の支援に期待される方が、今もたくさんいらっしゃいます。

また、応急対応時の国、県、市、関係機関との連携について課題も見えてきました。この教訓を生かし、来年以降の台風シーズンへの対応強化が必要ですが、果たして万全な状態と言えるでしょうか。「指示待ち」「様子見」での対応をしているのは、巨大台風、南海トラフ巨大地震に対応できません。

今回、延岡での竜巻災害が発生したとき、県立延岡病院では、竜巻災害発生直後から、自主的にトリアージのための院内災害対策本部を立ち上げられました。幸い、実働までには至りませんでした。この姿勢が大切だと思います。

つまり、初動後の応急対応時に、指示待ちではなく、「自分たちが今すべきことは何か」を常に考えて行動に移すことが大切です。

そこで、みずから動ける組織を構築するためにも、ふだんからの顔の見える連携体制を強化すべきだと考えます。これは、私自身も今後の

課題だと気づかせていただきました。

県や市の地域防災計画には、各団体が災害時にすべきことが明記されています。しかしながら、計画を「絵に描いた餅」で終わらせないためにも、県がみずから動ける組織づくりを積極的に推進していただき、広域的な対応は、県から宮崎県の各種団体や市町村へ通知していただくのがスムーズだと思います。例えば、今も、瓦屋根の修理をしていただく職人さんが見つからず、ブルーシートで屋根が覆われた家が見受けられます。竜巻災害では、瓦工事業連盟や板金組合、塗装・防水組合など、想定される業者があります。県が災害協定を結んでいただき、広域的に業者を探さないといけない場合は、県が動いていただくのが一番よいと思います。

宮崎県災害対策本部の最高責任者となる知事からの指示待ちでは、大規模災害では組織も機能しません。また、災害時の対応は、押しかけ方式であるリエゾン派遣が効果的で、国交省はリエゾン派遣を行います。県も連絡員を派遣されますが、市町村任せにしない積極的なリエゾン派遣を行っていただきたいと思います。

現在、県災害対策本部が入る立派な防災庁舎を建設中です。これまでにない新たな体制構築に努めていただき、来るべき南海トラフ巨大地震への対応にも、県の司令塔として役を果たしていただきたいと思います。

そこで、延岡市の竜巻災害では、応急対応において、人員体制や関係機関の連携などに課題が残ったと感じていますが、応急対応のあり方に対する知事の考えと県の取り組みについて伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま

す。

災害発生時におきまして、被害状況の把握や救助・救急活動などの応急対応を迅速かつ的確に行うことは、被害の軽減を図る上で極めて重要であります

刻々と状況が変化する中で、多岐にわたる応急対応を効果的に行うためには、全組織的な災害対応の体制を確立するとともに、関係機関が情報を共有し、県が広域的な支援の調整を行うなど、相互に役割分担した上で、連携して取り組む必要があると考えております。

このため県では、災害時には、市町村に情報連絡員を派遣するなど、迅速な情報収集や対応に努めているところであります。今回の竜巻災害におきましても、発生当日に県から延岡市に情報連絡員を派遣したり、また、停電により電力が不足した1医療施設に電源車の派遣調整を行い、さらには御指摘ありました延岡病院における災害関連患者の受け入れ等に取り組んだところであります。さらに平素から、災害対策本部の機能強化や災害時応援協定の締結、防災訓練や研修会などを通じた関係機関との顔の見える関係の構築などに取り組んでいるところであります。

今後も引き続き、御指摘も踏まえながら、今回の教訓をしっかりと生かし、訓練や研修等の充実を図り、市町村の支援を含め、さらなる災害対応能力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員 今、御答弁の中に、災害時の応援協定の締結というお言葉がありました。塗装とか板金、防水などは協定が結ばれていると思いますが、左官だったり瓦だったり、そういう職人さん自体も少なくなっているということと、あと全国的に災害もたくさんあって、そち

らのほうのお仕事に派遣で行かれていて、なかなか延岡だけでは職人さんを見つけることが困難だったりということで、てこずった部分もありましたので、組合としては大きくなくても、そういうところとも締結していただいて、こういう災害時には県も御協力いただくというような連携がとれる体制づくりをしていただければ、本当にありがたいなと思います。また御検討をお願いしたいと思います。

それと今回、激甚災害の指定を受けたにもかかわらず、建物523戸の被害の多くが「一部損壊」で、国の支援策の対象となりませんでした。先日の田口県議の質問より、「県は市が交付金を活用して支援する事業について、地方負担分の2分の1を負担する」と答弁されました。一方で、被災住宅では既に工事に着手したのものもあると聞いています。県の具体的な支援の割合と対象について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回活用します国の交付金につきましては、国の要綱で算定方法が定められております。具体的には、被災した住宅の復旧工事費の23%について、その2分の1を国が負担し、残りが地方負担分となります。

県は、この地方負担分の2分の1を支援することとしており、県の負担割合は、被災した住宅の復旧工事費の5.75%となります。ただし、国及び地方負担分の合計は、83万8,000円が限度となります。

また、県が行う支援の対象につきましては、国において交付金の活用が認められました11月8日以降に工事の契約を締結したものが対象となります。

県としましては、今後、個別の物件ごとに延

岡市と協議しながら、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 活用の認められた11月8日以降に工事の契約を締結したものが対象ということですが、それ以前に工事契約を締結された方が当てはまらないのかなということ、前もってされた方は気の毒だなとも思います。

きのう、延岡市長と話しましたが、これに該当する方も余りないんじゃないかというようなお話もありまして、ほかの手だてがないものかと、いろいろ悩むところではありますが、県においても、最大の御支援をよろしくお願いしたいなと思います。

次に移ります。

今年の台風15号では、千葉県などで多くの風倒木が発生し、長期間停電するなど、災害復旧に時間を要したのは記憶に新しいところです。延岡市の竜巻災害においても、小規模ではありますが、延岡商業高校に隣接する杉林が高校グラウンドに倒木するなど、数カ所で風倒木被害が発生しました。

そこで、県の風倒木被害に対する森林整備の取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、風倒木が発生した森林において、その早期復旧を図るため、「森林整備事業」により、風倒木の伐採と再造林を支援しますとともに、「荒廃溪流等流木流出防止対策事業」により、溪流に堆積した風倒木の撤去等を実施しております。

また、台風等による森林被害の発生を未然に防止するために、「間伐材生産強化対策事業」等により、樹木の根を発達させるための間伐や、「水を貯え、災害に強い森林（もり）づくり事業」により、風に対し抵抗力の高い広葉樹

の植栽等の支援に取り組んでいるところであります。

今後とも、これらの取り組みを通じまして、被害を受けた森林の早期復旧と災害に強い森林づくりに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 先日、延岡市で開催された「ひなたの林業シンポジウム」では、林野庁の本郷長官の講演があり、「長伐期、間伐を繰り返すこと。また、賢いスマート林業への転換を、宮崎県がトップとして走っていただきたい」といった内容であったと思います。

自伐型、全伐型など、伐採の方法はさまざまですが、循環型林業を目指そうという考えは同じです。そもそも、持続可能な開発であるSDGsは、林業から生まれた取り組みです。8分野のうちの4分野、「成長市場創出地域活性化イノベーション」「強靱な国土インフラ整備」「省エネ・再エネ気候変動対策循環型社会」「生物多様性森林・海洋の環境保全」について施策を展開しています。

高知県では、自伐化推進のために予算を確保し、間伐や作業道の造成の補助を行っております。本県でも、高知県のような支援を期待したいと思います。

次に、延岡市は「水郷のべおか」と言われるように、1級河川を含めたくさんの川が流れる反面、水害も多く、長年、水害対策に力を入れてきました。

近年、国土交通省による五ヶ瀬川、大瀬川の適正分派事業が進められ、現在、県の管轄でもある北川では、毎年のように水害が発生し、対策が急務ですが、多額の河川改修費用がかかるため、一刻も早い国による直轄事業化が望まれています。

北川町曾立地区では、延岡市による河川改修事業の予算は計上済みで事業中ですが、排水ポンプ設置の予算措置は今からと聞いています。

現在の五ヶ瀬川や北川曾立地区における浸水対策の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 五ヶ瀬川水系につきましては、平成17年の台風14号により甚大な浸水被害が発生したことから、国や県において、河川激甚災害対策特別緊急事業により、河道掘削や堤防のかさ上げなどを行ったところであります。

現在、国においては、河川整備計画に基づき、五ヶ瀬川や大瀬川において洪水をより安全に流すことができるよう、適正分派対策が進められており、また、防災ステーションの整備や3か年緊急対策による河道掘削等にも取り組んでいると伺っております。

一方、北川曾立地区におきましては、延岡市が内水対策として曾立谷川の堤防かさ上げに取り組むこととしていることから、県では、曾立谷川の水の流れをよくするため、北川本川の水位低下を図ることを目的として、河道掘削等を実施しております。

今後とも、国や市と連携を図りながら、浸水被害の軽減に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 ぜひ、計画どおりに進めていただきますように、よろしく願いいたします。

また近年、巨大化した台風に伴う強風による被害が甚大な中、日本随一の森林面積を誇る本県として、循環型林業を目指すことで山を守る努力をするとともに、砂防にも力を入れていく必要があります。

特に、土石流や強風で倒れた木が一気に下流

域に流れ出るのを防ぐ砂防ダムの整備は、大変重要です。

また、山林のり面崩壊を防ぐ急傾斜対策事業も非常に重要で、要望も多くなってきています。

そこで、県として、防災という観点で、災害が起きてから予算をつけるのではなく、先手を打つ形で、災害を未然に防ぐための砂防ダムの整備、急傾斜対策の予算確保に尽力していただきたいと思いますが、土砂災害対策にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県は、地形が急峻な上に地質が脆弱であり、台風や梅雨前線など、豪雨のたびに土砂災害が発生していることから、県民の生命、財産を守るために、危険箇所の整備が大変重要であると考えております。

このため県では、地元の要望を踏まえながら、避難所や避難路等がある箇所など優先度の高い箇所から、砂防ダムやコンクリート擁壁等の整備を進めており、昨年度からは、国土強靱化の3か年緊急対策も合わせて、集中的に事業を実施しているところであります。

さらに、県民の早期避難が図られるよう、土砂災害警戒区域等の指定による危険箇所の周知、各土木事務所で実施している土砂災害防止教室などの啓発活動、タイムラインやホットラインの運用等も行っております。

今後とも、国や市町村など関係機関と連携を図りながら、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進してまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 延岡だけでなく、県内全域で土砂災害対策が必要になると思います。前向き

な御答弁だったと思います。どうぞよろしくお願ひします。

かわりまして、県立学校の学生寮について質問いたします。

県内には、高千穂、延岡、日向、西都、宮崎地区に6つの生徒寮があります。その中でも延岡地区には2つの寮があり、その2つの寮のみエアコンが設置されていません。今年、熱中症症状の学生が出て、保護者に迎えに来てもらうといった事案も起こりました。

2つの寮のうち延岡第二寮は、現在約1,800万円の事業費で設置工事中です。来年2月上旬に完了予定で、工事がおくれた理由は、県内の小中学校で、一斉にエアコン設置工事が進んでいたためだと聞いております。

残された第一寮ですが、6つの寮の中で一番利用生徒数が多く82名いらっしゃいます。夏場や冬場は不便な寮生活を送っていると思われるます。これでは勉強もはかどりません。現在、電気設備の工事を行っているようですが、エアコンの設置工事の予算は来年度の予算でつけていただきたく、何とか夏を迎えるまでに設置をお願いいたします。

そこで、延岡地区の2寮のエアコン整備状況を教育長にお伺ひします。

○教育長（日隈俊郎君） 延岡地区生徒寮のエアコン整備状況についてであります。お話にありましたとおり、第二生徒寮につきましては、現在、設置工事を行っているところであります。来年2月上旬には完了する予定であります。

第一生徒寮につきましては、今年度、まずエアコン設置に必要な電気設備の改修工事を行っておりますので、完了した後、エアコン設置に向け、早期整備に向けた取り組みに努めて

まいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、生徒がより快適な環境で安心して生活できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 私は実際、寮を見学しました。進学を希望する学生にとっては、夏や冬、あの狭い部屋に——エアコンが設置されているお部屋があるんですけど——ぎゅうぎゅう詰めになって勉強しているというような状況です。今、県立高校も選べる時代です。ぜひ、第一寮も来年夏までに設置をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に、宮崎県高等学校競技力強化指定校についてです。

県教育委員会は今年度、高校スポーツ競技力の強化を図るため、指定校を選び、実績により重点、推進、育成の3区分で、総額約2,500万円を助成し、合宿や遠征などの支援をされています。この、学校を指定する考え方について、教育長にお伺ひします。

○教育長（日隈俊郎君） 県の競技力強化指定校制度であります。本県の高校スポーツ水準の維持・向上と、国民体育大会における競技力向上に資することを目的として、平成9年度に設けたものでありまして、現在28校30競技63部を指定しております。

指定の基準につきましては、「全国に通じる競技力を有し、今後も維持・向上が期待されること」や、「競技力が県のトップにあり、その活動が地域や学校に根つき、将来とも、その競技力の向上が期待できること」などとしております。

こうした基準に基づき、関係部局や学校体育団体等で構成します「強化指定校連絡調整会議」の意見を聞いた上で、指定を行っている

ころであります。

○内田理佐議員 例えば、さきの高校ラグビー花園予選において高鍋高校は、準々決勝で宮崎合同と109対0、準決勝で佐土原高校と105対0、決勝で星雲高校と80対0で優勝しました。高鍋高校は9年連続32回目の優勝。花園へは今回で27回目の出場となります。一方、決勝で負けた星雲高校は、花園へは東高校のときに7回出場しておりますが、部員は年々減少し、3年生が引退した現在、ついに部員が8名となってしまいました。これでは試合さえできません。

高鍋高校は、ラグビーでは唯一の強化指定校になっており、毎年5名のスポーツ推薦枠があります。ラグビー関係者に聞くと、「県内の優秀な選手は高鍋に集まりやすく、県内にほかに強豪校がないほど圧倒的に強いのだが、全国大会では1回戦負けが続いているのは、県内で切磋琢磨できていないからだ」と言います。また、県内の優秀な選手が県外に引っ張られているのも事実です。

宮崎県は、ラグビー日本代表が合宿するなど、ラグビーの聖地と言っても過言ではありません。そんな宮崎県ですが、ラグビーにおいて国民スポーツ大会で優勝できるよう、宮崎県から優秀な選手が県外へ引き抜かれないよう、強化指定校をふやすなどして食いとめないといけません。

そこで、強化指定校の指定の基準見直しを検討すべきだと考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 強化指定校につきましては、ことしの国体や全国高校総体において、入賞件数のうち、6割を超える実績を上げておりまして、一定の成果が出ているものと認識しております。

しかしながら、さらに多くの入賞を果たすためには、それぞれの競技で、全国に通用する競技力に高める必要がありますことから、学校間の活発な競争を促すため基準の見直しを行ってきたところでもあります。

また、指定校以外で高い競技実績がある学校に対しましても、ライバル校として強化支援を行うなど、安定的な競技力の向上につなげられるよう取り組んでおります。

今後は、天皇杯獲得を目指すためにも、各学校が切磋琢磨し、全体の競技力の底上げに資する制度となりますよう、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 ぜひ、前向きな検討と見直しをよろしくお願いいたします。

続きまして、薬物乱用についてです。

宮崎県はこれまで、18歳以下の薬物による検挙はありませんでした。しかし、ことし11月に入り、法務局の職員より、宮崎県でこれまでなかった高校生による大麻事犯として検挙されたとお聞きしました。また、青少年においては大麻使用がふえています。いま一度、宮崎県として、薬物を根絶させるための対策を練っていただきたいところですが、まず、県内における薬物乱用の現状について、県警本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 県内の薬物事犯の検挙件数は、ここ数年毎年100件前後で推移しているところでもあります。

昨年の薬物事犯の検挙件数は108件で、その内訳は、覚醒剤事犯が49件、大麻事犯が55件、麻薬等事犯が4件でありました。なお、これらの中に少年被疑者の検挙はございませんでした。

本年は、10月末までに81件を検挙しており、その内訳は、覚醒剤事犯35件、大麻事犯40件、

麻薬等事犯6件となっております。これらの中で、大麻事犯の被疑者として少年5名を検挙しているところであります。

当該少年被疑者5名につきましては、全て男性で、1名は高校生、4名は有職少年となっております。また、その犯行の形態は、所持が4件、譲り渡しが1件となっております。

○内田理佐議員 県では、県知事が薬物乱用対策推進地方本部の本部長です。会議では、薬務対策室、各保健所及び県精神保健福祉センター、県警において、薬物関連問題に関する相談窓口を設置するなど、薬物乱用防止のための対策を練っていただいていると思います。今回、高校生が検挙されたということで、高等学校における薬物乱用防止教育の取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校においては、保健の授業を中心に、小、中、高等学校それぞれの発達の段階に応じて、薬物乱用による心身への影響や、規範意識についての学習に取り組んでいるところであります。

また、中学校、高等学校では、警察や保健所の職員、学校薬剤師などを講師とした薬物乱用防止教室を年1回以上開催しておりまして、特に高等学校においては、具体的な事例をもとに、より深い知識や薬物の危険性を認識できる判断力などを身につけさせるよう取り組んでおります。

今後とも、児童生徒が、「薬物乱用は絶対に行ってはいけない」ということを実感できるよう、関係機関と連携を図りながら、薬物乱用防止教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 今、メディア等を通じて薬物に興味を持つ学生もふえていると思います。常

に実態を把握しながら、効果のある取り組みをよろしくお願いいたします。

続いて、里親制度についてです。

厚労省がつくった里親を推奨するチラシを、子育て支援のお仕事をしている若い女性が見て、「こんなにお金がもらえるの。何人も預かろうとする人が出てくるよね」と言っていました。そのチラシには、養育里親の場合は、1人目が月額8万6,000円。2人以降が4万3,000円、生活費として、乳児が5万8,310円、乳児以外が5万570円、そのほか医療費や教育費も支給されます。これをビジネスと捉える方がいらっしゃるかもしれませんが、この手当の事実を知らない方が多く、経済面に不安があるとして、里親になることをためらう人が多いのも事実です。

県が2015年に策定した「宮崎県家庭的養護推進計画」では、2029年度までに里親等委託率を35%とすることを目標とし、現在は13.4%と伸び悩んでいます。県では、その計画を全面的に見直し、新たに社会的養育推進計画を策定するということが、里親委託児童や施設入所児童、社会福祉審議会の方々などの意見を聴取しながら策定作業を進め、今月、厚生常任委員会に計画の素案が提出されます。その後、パブリックコメント等が実施され、来年3月に計画策定される予定です。この計画は、国の目標も見ながら、本県の子供たちの多様な生活ニーズに対応した、児童福祉施設等の社会資源を十分に踏まえた計画となるよう願います。計画の中身に不安を抱く児童養護施設関係者の方々もいらっしゃいますので、この計画策定の県のお考えを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の社会的養育推進計画の策定に当たりましては、国の計

画策定要領で示された目標等を念頭に置きながらも、児童養護施設や里親会などの関係機関の意見を十分に聞いた上で、社会的養護を必要とする子供の状況や児童養護施設等の果たしている役割など、本県の実情を十分に踏まえることとしております。

計画に記載している里親等委託率の目標値につきましても、本県の社会的養護を必要とする子供一人一人の状況をよく踏まえた上で、望ましい目標値を設定することとしております。

○内田理佐議員 厚生常任委員会に計画の素案が提出されるということですが、また当局のほうでもよい計画となるように、よろしく願いいたします。

続きまして、県立特別支援学校PTA連絡協議会についてです。

毎年、13校ある県立特別支援学校のPTA連絡協議会より、数多くの陳情事項が提出されています。例えば、高等支援学校または職業コースが九州の中で宮崎県のみ設置されていないので、これらの設置を要望されています。また、障がい者用トイレの拡充や、福祉圏域ごとに、こども療育センター的機能を持つ機関の整備など重点項目を初め、多くの御要望が継続となっているのが現状です。そこで、陳情事項への対応の進捗状況について、教育長と福祉保健部長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立特別支援学校PTA連絡協議会より、教育環境の整備・充実など多くの陳情をいただいておりますが、これを受けまして、都城きりしま支援学校小林校の本校化や多目的トイレの設置などを進めてきたところでもあります。

また、防災対策や教室不足の対応としての校舎増築など喫緊の課題につきましても、優先的

に取り組んできております。

さらに、心理士等の外部専門家の派遣や、お話にありました高等特別支援学校設置に関する要望につきましては、今年度の新規事業におきまして、指定校による研究を実施しているところであります。

その他の要望につきましても、現在、さまざまな検討を進めているところでありまして、今後も、各学校の実情を踏まえながら、必要な教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 福祉保健部でございますが、「社会的自立の支援」や「福祉サービスの充実」などの陳情をいただきました。

その進捗状況ですが、まず、「社会的自立の支援」につきましては、本県の障がい者の雇用状況は全国的に高い水準にはございます。その中で、企業向けや特別支援学校でのセミナーの開催など、関係機関と連携し、より一層の雇用促進に取り組んでおります。

次に、「福祉サービスの充実」につきましては、放課後等デイサービスなどの障がい児サービスの充実に取り組んでいるほか、生活の基盤となるグループホームの整備等を計画的に進めております。

また、地域偏在などの課題がある重症心身障がい児や医療的ケア児の支援につきましても、市町村など関係機関と連携し、引き続き取り組んでまいります。

○内田理佐議員 教育サイド、また福祉サイドからの御答弁、ありがとうございました。ぜひ、横断的な取り組みも必要だと思いますので、連携をとりながら、PTAにも取り組みが情報として伝わるように、よろしく願いいた

します。

次に、県立病院における医療従事者の拡充等についてです。

医療はチームで行うものですが、絶対的にマンパワーが足りていない現実があります。

こうした医療を取り巻く環境が厳しくなっている中、県立延岡病院は、「いい病院ランキング2018」という本で、九州内でベスト8となっています。スタッフ一丸となり、日本一の病院を目指そうと、モチベーション高く頑張っています。

しかし、こうした努力にもかかわらず、延岡病院では、恒常的に医療従事者不足に悩まされています。ぜひ県としても、この思いに答えてほしいと思います。

先日、県医師会との意見交換会で、「県立病院には医療従事者の定数はあるのか」と伺うと、医師より「あるようでない」というようなお答えをいただきました。公立病院の役目として、人材育成の場という考え方もありますので、経営感覚も確かに大切なことですが、医療従事者は多いにこしたことはないので、どんどん人材確保に力を入れ、地域に根差した医療を目指してほしいと思います。

現在、専属看護師や医師不足に悩まされている県立延岡病院の医療スタッフの拡充に向けて、どのように考えていらっしゃるのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） まず、医師につきましては、人員体制の充実が図られている診療科がある一方で、いまだ体制が十分でない診療科もありますので、引き続き地元の自治体や医師会とも連携しながら、大学医局に派遣の要請を行うなど、医師確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また、看護師や薬剤師、臨床検査技師などのコメディカルスタッフにつきましては、医療の高度化や患者ニーズの多様化に効果的・効率的に対応するために、必要な人員体制の整備を図ってきているところでございます。

今後とも、医療需要や経営状況等を踏まえながら、よりよい人材の確保を図りますとともに、延岡病院、ひいては地域医療に貢献できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 医療機関で働く女性はほかの職種よりも比率が高く、まさに女性のマンパワーなくして地域医療は成り立ちません。

近年、医師国家試験の合格者は3割は女性であり、より女性の医療従事者の割合が高くなってきています。

人手不足が医療機関で深刻化する中、子育て中の女性医療従事者へのサポート体制を充実させることが、深刻な医療従事者不足を解決する方策の一つと考えます。

そこで、子育てサポート支援を行っている民間事業者と、医療機関とのマッチングを促進し、医療機関で働くママを応援する体制を構築すべきだと考えます。これは、県立延岡病院を調査した際、妊娠し臨月を迎えられる女性医師との意見交換よりヒントをいただきました。

例えば、「宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業」が平成27年度からスタートしています。これは、県医師会が保育サービス事業所に委託し、あらかじめ女性医師対応のための講習を受けた保育サポーターが、女性医師の子供を一時的に預かるサービスです。

しかし、現在のところ、宮崎市内限定、女性医師限定のサービスです。

そこで、このモデル事業を、各地にある子育て

て支援センターと提携し、県立病院の女性医療従事者に積極的に推進していけば、女性のロコミで女性医師の確保にもつながると思います。実際、その妊娠された女性医師も、このようなサービスが県立病院にあれば、仲間に声かけできるとおっしゃっていました。

そこで、子育て中の女性スタッフのための支援体制を充実させるべきだと思いますが、お考えを病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院では、常時約100名の職員が、産休や育児休業を取得している状況にありますことから、仕事と育児の両立ができる就業環境を整えることは、人材の育成・確保、定着を図る上で重要な課題の一つと考えております。

このため、1日の勤務時間や週の勤務日数を短くできる育児短時間勤務制度の運用や、県立病院全てに、交代制勤務職員が利用可能な保育施設を整備するなど、支援体制の充実を図ってきているところであります。

議員御提案のありました内容につきまして、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

引き続き、子育て中の職員のニーズを十分酌み取りながら、働きやすい魅力ある職場づくりに努力してまいります。

○内田理佐議員 その妊娠中の女性ドクターは、2歳ぐらいのお子さんもいらっしゃって、院内保育に預けながら産婦人科に勤務をされていました。先生は、「大学病院にはたくさんのサポートがあった。そして、保育のプログラムがとても魅力的で、給食もあり、子供を迎えに行ったりしてくれるサポーターさんがいる」ということを言われていました。

「県立病院でその体制をつくっていただけた

ら、大学の女性医師の仲間に声かけができるんだけど。自分が前例をつくらなければ」と話をされていました。

私は、これはチャンスだと思いました。延岡であれば、「おやこの森」という子育て支援センターもありますので、連携をとってやっていただけるよう、まず第一歩をよろしく願いいたします。

次に、ドクターヘリが宮崎県に配備され、たくさんの方々の命が救われました。また、ドクターカーも徐々に整備されつつあり、ドクターヘリとあわせて人命救助に活躍しています。

しかし、ドクターヘリは宮崎大学医学部附属病院に1機しか配備されていないため、県北地域に出動しても、現地に到着するまで20分以上かかり、そこで患者を乗せて再び宮崎大学医学部附属病院に戻るまで、合計1時間ほどかかってしまうので、救命率が低下することになります。

西臼杵3町の町長との意見交換でも、ドクターヘリの要望がありました。ヘリを2機体制とし、1機を県立延岡病院に配備すれば、県北地域の救命率は飛躍的に向上することになります。

そこで、ドクターヘリをもう1機導入するなど、県北の救急医療体制充実のためにどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の救急医療体制につきましては、平成24年度にドクターヘリが導入されて以降、宮崎大学医学部において安定的に救急専門医が養成されまして、県内救急拠点病院への医師派遣が増加してきております。県北におきましても、県立延岡病院救命救急センターの人員が強化されて、昨年度から

は、延岡市消防本部との連携によるドクターカー運行が開始されるなど、充実が図られていると認識をしております。

御質問の新たなドクターヘリの導入につきましては、財政上の課題や、ヘリに搭乗する医師や看護師などの確保の課題もありまして、現在のドクターヘリの状況も見ながら、慎重に検討していくべき課題と考えております。

県としましては、県北の救急医療体制充実に向けまして、引き続き宮崎大学医学部等と緊密に連携しながら、必要な支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 まずはドクターの確保が課題であると、私も思います。担当課の職員の方の熱意もすごく感じました。そして、県立延岡病院の救命を初め、先生方のモチベーションも本当に高く、結束力もあり、何とか日本一を目指して頑張りたいんだという思いも伝わっておりますので、西臼杵の町長たちのお言葉も聞かせていただきながら、やっぱりドクターヘリがもう1機欲しいなというところでもありますので、医師確保等も含めて、さらに努力をお願いしたいと思います。

それでは、東九州自動車道についてです。

6月議会でも質問しましたが、東九州自動車道は、県内のほとんどの区間が片道1車線であり、救急搬送において、一刻を争う際に支障があります。

このような中、ことし9月、国において、「高速道路における安全・安心基本計画」が策定され、東九州自動車道の暫定2車線区間のうち、日向インターチェンジ―都農インターチェンジ間、高鍋インターチェンジ―宮崎西インターチェンジ間を4車線化の優先整備区間として選定することが公表されました。今回の公表

において、延岡南インターチェンジ―日向インターチェンジ間などが優先整備区間として選定されなかったことは、非常に残念でした。

東九州自動車道は、延岡と宮崎の区間が平成26年3月に開通して5年が過ぎ、年々通過台数がふえてきています。また、延岡南インターチェンジから大型車が生活道路へ流入し、門川南や日向インターチェンジで乗り直しするなど迂回しないように、料金が引き下げられることから、ますます東九州自動車道の早期の4車線化が必要となってきています。

先月に引き続き今月も、県医師会との意見交換がありますが、先生方は必ずと言っていいほど、東九州4車線化の話をされます。

県北から宮大附属病院まで搬送することを考えますと、県北区間を含めた全線の4車線化が必要です。

国においては、時間信頼性の確保や事故防止の観点、さらにネットワークの代替性確保の3つの観点から、優先的に4車線化等を実施すべき区間を選定したとされております。

そこで、「高速道路における安全・安心基本計画」の公表を受け、東九州自動車道の4車線化に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回公表された全国の優先整備区間は、ただいま御指摘のありました3つの観点のいずれかにおいて、特に課題が大きい区間が選定をされております。日向―都農間、高鍋―宮崎西間は、いずれも事故防止の観点における課題が、全国的に見て大きかったことから選定されたものであります。これらの区間につきましては、今後、早期に事業化されるよう、関係機関に働きかけてまいります。

一方、今回選ばれなかった延岡南―日向間な

どは、私も大変残念に思っておりますが、並行する国道10号が、南海トラフ巨大地震による津波浸水区域として想定されておまして、ネットワークの代替性確保の観点で、本県独自の課題を抱えておりますことから、これらの区間も含めた全線の4車線化が必要不可欠だと考えております。

今後、国は定期的に優先整備区間の見直しを行うこととしておまして、県といたしましては、引き続き沿線自治体等と連携を図りながら、本県区間の課題を力強く訴え、できるだけ早期に全線が4車線化されるよう、全力で取り組んでまいります。

○内田理佐議員 我々も全力で努力をしていますが、ないといけないと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、第35回国文祭・芸文祭についてです。

いよいよ、宮崎県で来年開催される「第35回国文化祭」と「第20回全国障害者芸術・文化祭りやざき大会」まで1年を切りました。

本大会は、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」を大会キャッチフレーズとして、来年10月17日から12月6日までの51日間、県内各所で開催されます。昨年は大分県で、ことしは新潟県で開催されました。

特に大分県では、「おおいた大茶会」をメインテーマとし、喫茶文化、食文化を紹介するマーケットを開催するなど、食のイベントと連携したことで、集客力が増して盛況でした。

宮崎での国文化祭まで1年を切りましたが、地方の各種ボランティア団体にもまだ国文化祭の概要が説明されておらず、市町村の観光協会の方々でも、概要を理解している方は少ないように感じます。

文化祭開催時期には、県内各地で「神楽」が、宮崎市では「神武さま」が、延岡市では「のべおか天下一薪能」「城山かぐらまつり」など、たくさんの既存のイベントが開催されています。

これらは、重点的に広報戦略を図ることで、県内外の方に宮崎のイベントのすばらしさを知ってもらう絶好の機会となります。国文化祭終了後も継続されるイベントなので、リピーター客を呼び込めるコンテンツとなり得ます。この機会を逃さず、しっかりと広報戦略を練ってほしいです。

また、観光と食をつなげ、県内への入り込み客の増加を図るための仕掛けづくりの時期に入っていると思います。特に「山の幸」「海の幸」をメインテーマに入れているので、食のアピールを全面的に取り組むべきです。国文化祭のホームページには、観光、飲食の情報、イベントチケット入手方法などが一目でわかるようにしてもらう必要があります。

広報、報道、観光、飲食、交通などさまざまな業界の方々の力を結集して、国文化祭を通じて、本県の観光をさらに伸ばすチャンスとしていきましょう。

そこで、さまざまな関係者を巻き込んで盛り上げていく必要があると思いますが、知事の意気込みについてお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 国文化祭・芸文祭に向けた機運の醸成につきましては、先日開催しました一年前イベントを初め、市町村巡回広報等の実施、イメージソングの制作、県内各地で行われる文化イベントとの連携など、積極的に広報に取り組んでいるところであります。

今後、県民の皆様さらに国文化祭・芸文祭を身近に感じていただき、開催機運を高めていく

ため、県内外の企業と連携した広報PRや観光ツアーの造成、文化団体や商店街と共同でのイベントの実施、学生を中心とした広報サポーターの募集など、多くの方々が参画していただける取り組みを進めることとしております。

国文祭は、文化の国体というふうに言われておりますが、今度、国体から名前が国民スポーツ大会と変わるわけでありませけれども、それと比べても、イメージがつかみにくいイベントであるのかなと思います。一つには、歴史の長さが全く違うということ。もう一つには、文化という言葉の多義性であります。芸術文化、伝統文化、生活文化、食文化、幅広いものが含まれているという多義性。そして3つ目には、国民スポーツ大会は、スポーツが多種多様であっても、それを天皇杯、皇后杯で総合得点で順位を争うという、大会としてのわかりやすさというものがあるわけでありませ。

ただ、イメージがつかみにくいということで、今も御説明をいたしました、この国文祭・芸文祭を通じた文化振興など、その効果というのは大変重要だと考えておりませ、本大会、本番まで1年を切り、県民の皆様にも少しずつ浸透してきていると感じているところであります。

現在、国が展開しております「日本博」にも位置づけたいというところでもありますし、大会の成功に向け、私自身も、あらゆる機会を通じて情報発信しますとともに、市町村を初め、民間事業者、教育機関などと一丸となって、オール宮崎での取り組みを強力に進めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 済みませ、もう1問。

平成24年は古事記編さん1,300年でした。令和2年が日本書紀編さん1,300年という大きな歴史

的節目に当たります。この記念事業を県民の力を結集して展開していくため、県や市町村、民間団体など79団体から成る「記紀編さん1,300年記念事業推進協議会」を設立し、日向神話や伝説、史跡などの再認識、地域の活性化と情報の発信を行ってきませ。

来年は、記紀編さん記念事業の集大成として国文祭が実施されませが、日向神話を根づかせ、将来にわたって語り継いでいくために、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いませ。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 記紀編さん1,300年記念事業では、「神話のふるさと県民大学」や小・中・高校生を対象にした出前講座の開催など、さまざまな取り組みを行ってきませところでありませ、市町村や企業、団体などの取り組みとも相まって、日向神話の認知は着実に高まってきているものと考えております。

集大成となる来年の国文祭では、日向神話を題材にした舞台芸術や、神話の世界を舞で表現した神楽のイベントなどを県内各地で実施することにしておりませ、これらの取り組みと記紀編さん記念事業を効果的に連携させながら、「神話の源流 みやざき」を県内外に力強く発信してまいりたいと考えております。

このように、本県での国文祭の開催という絶好の機会も十分に生かしながら、県民の興味・関心がさらに高まり、将来にわたって日向神話が語り継がれていくよう、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 どうもありがとうございます。終わります。（拍手）

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、

令和元年12月3日(火)

人事案件の採決及び議案、請願の委員会付託で
あります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時42分散会

